

自己点検・評価報告書

令和 3 (2021) 年 9 月
四天王寺大学短期大学部

目次

自己点検・評価報告書	1
1 自己点検・評価の基礎資料	2
2 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	27
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	32
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	38
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	38
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	52
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	68
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	68
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	76
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	80
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	83
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	92
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	92
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	95
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	98

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価の評価基準に準拠し、四天王寺大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年9月29日

理事長

瀧藤 尊淳

学長

岩尾 洋

ALO（副学長）

須原 祥二

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

（＊四天王寺大学短期大学部に関する事項）

推古 元 (593)年	・聖徳太子が四天王寺敬田院（四箇院の中心）を創設
大正 11(1922)年	・聖徳太子 1300 年御聖忌記念事業として天王寺高等女学校を四天王寺が設立
昭和 3 (1928)年	・大阪市天王寺区元町 17 番地（現 大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 73 号）に移転
昭和 8 (1933)年	・財団法人天王寺高等女学校認可
昭和 22(1947)年	・新学制実施に伴い四天王寺中学校設立
昭和 23(1948)年	・新学制実施に伴い天王寺高等女学校を四天王寺高等学校と改称 ・財団法人四天王寺学園に組織変更認可
昭和 26(1951)年	・学校法人四天王寺学園に組織変更認可
昭和 32(1957)年	＊四天王寺学園女子短期大学（保健科 平成21年9月廃止）開設（大阪市天王寺区元町）
昭和 33(1958)年	＊四天王寺学園女子短期大学被服科設置（昭和61年3月廃止）
昭和 37(1962)年	＊四天王寺学園女子短期大学食物科設置（昭和42年1月食物栄養科に科名変更、昭和61年12月廃止）
昭和 42(1967)年	＊四天王寺学園女子短期大学を四天王寺女子短期大学と改称 ＊保育科設置、食物科を食物栄養科と科名変更 ・四天王寺女子大学文学部（仏教学科、教育学科、文学科）を羽曳野市埴生野1308番地（現 羽曳野市学園前3丁目2番1号）に開設（文学部文学科を平成元年3月廃止、人文社会学部教育学科を平成23年9月廃止、人文社会学部仏教学科を平成25年9月廃止） ＊四天王寺女子短期大学も同学舎に移転
昭和 49(1974)年	・四天王寺女子大学文学部史学科設置（平成元年3月廃止） ・四天王寺女子大学文学部文学科を国文学、英米文学に専攻分離（平成元年3月廃止）
昭和 56(1981)年	・法人事務所所在地が住居表示変さらに伴い大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番73号に変更 ・四天王寺女子大学を四天王寺国際仏教大学と改称、男女共学制とする ＊四天王寺女子短期大学を四天王寺国際仏教大学短期大学部と改称（女子のみ）
昭和 58(1983)年	・四天王寺国際仏教大学文学部言語文化学科（日本語日本文化専攻、英語英米文化専攻、アラビア語アラビア文化専攻）設置 ＊四天王寺国際仏教大学短期大学部生活科学科、英語科設置（平成21年9月廃止）
昭和 59(1984)年	・四天王寺国際仏教高等学校、四天王寺国際仏教中学校を羽曳野市埴生野1260番地（現 羽曳野市学園前3丁目1番1号）に開設
昭和 61(1986)年	＊四天王寺国際仏教大学短期大学部被服科廃止 ・四天王寺国際仏教大学文学部社会学科設置 ＊四天王寺国際仏教大学短期大学部食物栄養科廃止
平成 元(1989)年	・四天王寺国際仏教大学文学部文学科（国文学専攻、英米文学専攻）史学科廃止
平成 2 (1990)年	・四天王寺国際仏教高等学校、四天王寺国際仏教中学校を四天王寺羽曳丘高等学校、四天王寺羽曳丘中学校と改称
平成 9 (1997)年	・四天王寺羽曳丘中学校を男女共学制とする
平成 10(1998)年	・四天王寺国際仏教大学文学部人間福祉学科設置 ・法人事務所所在地を大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 18 号に変更

平成 12(2000)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学文学部を人文社会学部と学部名称変更 ・四天王寺羽曳丘高等学校を男女共学制とする
平成 13(2001)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学短期大学部生活科学科に生活科学専攻、生活社専攻設置
平成 15(2003)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学大学院人文社会学研究科人間福祉学専攻博士課程（前期、後期）を設置 * 四天王寺国際仏教大学短期大学部を男女共学制とする
平成 18(2006)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学人文社会学部人間福祉学科に社会福祉専攻、保育専攻設置
平成 20(2008)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学大学院、四天王寺大学及び四天王寺大学短期大学部と改称、四天王寺大学に人文社会学部言語文化学科中国語アジア文化専攻（アラビア語アラビア文化専攻から名称変更）、英語文化学科、教育学部教育学科、経営学部経営学科を設置
平成 21(2009)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺学園小学校設置
平成 22(2010)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学短期大学部生活科学科を生活ナビゲーション学科に名称変更、生活科学専攻をライフデザイン専攻に名称変更
平成 24(2012)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学人文社会学部日本学科、国際キャリア学科設置、人間福祉学科社会福祉専攻を健康福祉専攻に名称変更 * 四天王寺大学短期大学部生活ナビゲーション学科生活福祉専攻をライフケア専攻に名称変更
平成 25(2013)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学人文社会学部仏教学科廃止
平成 26(2014)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学教育学部教育学科小学校・幼児教育コースを小学校・幼児保育コースに名称変更 ・四天王寺学園中学校を藤井寺市春日丘3丁目1番78号に設置 ・四天王寺高等学校に理数コースを設置 ・四天王寺中学校に医志コースを設置
平成 26(2014)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学教育学部教育学科小学校・幼児教育コースを小学校・幼児保育コースに名称変更 ・四天王寺学園中学校を藤井寺市春日丘3丁目1番78号に設置 ・四天王寺高等学校に理数コースを設置 ・四天王寺中学校に医志コースを設置
平成 27(2015)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺中学校に文化・スポーツコースを設置。
平成 28(2016)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学経営学部経営学科に公共経営専攻・企業経営専攻を設置。
平成 29(2017)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺羽曳丘中学校廃止。
平成 29(2017)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺学園高等学校設置。 ・四天王寺学園小学校を四天王寺小学校と改称。 ・四天王寺高等学校に医志コースを設置。
平成 31(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学看護学部看護学科を設置。 ・四天王寺大学教育学部教育学科小学校・幼児保育コース、中学校英語・小学校コース、保健教育コースを小学校教育コース、幼児教育保育コース、中高英語教育コース、保健教育コースに改編。
令和 2年(2020)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程（前期・後期）を設置。 ・四天王寺学園高等学校・四天王寺学園中学校を四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校と改称。
令和 3年(2021)年	<ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学教育学部教育学科中高英語教育コースを英語教育・小学校コースに名称変更

<短期大学の沿革>

昭和 32(1957)年	* 四天王寺学園女子短期大学（保健科 平成 21 年 9 月廃止）開設（大阪市天王寺区元町）
昭和 33(1958)年	* 四天王寺学園女子短期大学被服科設置（昭和 61 年 3 月廃止）
昭和 37(1962)年	* 四天王寺学園女子短期大学食物科設置（昭和 42 年 1 月食物栄養科に科名変更、昭和 61 年 12 月廃止）
昭和 42(1967)年	* 四天王寺学園女子短期大学を四天王寺女子短期大学と改称 * 保育科設置、食物科を食物栄養科と科名変更 ・ 四天王寺女子大学文学部（仏教学科、教育学科、文学科）を羽曳野市埴生野 1308 番地（現 羽曳野市学園前 3 丁目 2 番 1 号）に開設（文学部文学科を平成元年 3 月廃止、人文社会学部教育学科を平成 23 年 9 月廃止、人文社会学部仏教学科を平成 25 年 9 月廃止） * 四天王寺女子短期大学も同学舎に移転
昭和 56(1981)年	* 四天王寺女子短期大学を四天王寺国際仏教大学短期大学部と改称（女子のみ）
昭和 58(1983)年	* 四天王寺国際仏教大学短期大学部生活科学科、英語科設置（平成 21 年 9 月廃止）
昭和 61(1986)年	* 四天王寺国際仏教大学短期大学部被服科廃止 * 四天王寺国際仏教大学短期大学部食物栄養科廃止
平成 13(2001)年	* 四天王寺国際仏教大学短期大学部生活科学科に生活科学専攻、生活福祉専攻設置
平成 15(2003)年	* 四天王寺国際仏教大学短期大学部を男女共学制とする
平成 20(2008)年	* 四天王寺大学短期大学部と改称
平成 22(2010)年	* 四天王寺大学短期大学部生活科学科を生活ナビゲーション学科に名称変更、生活科学専攻をライフデザイン専攻に名称変更
平成 24(2012)年	* 四天王寺大学短期大学部生活ナビゲーション学科生活福祉専攻をライフケア専攻に名称変更

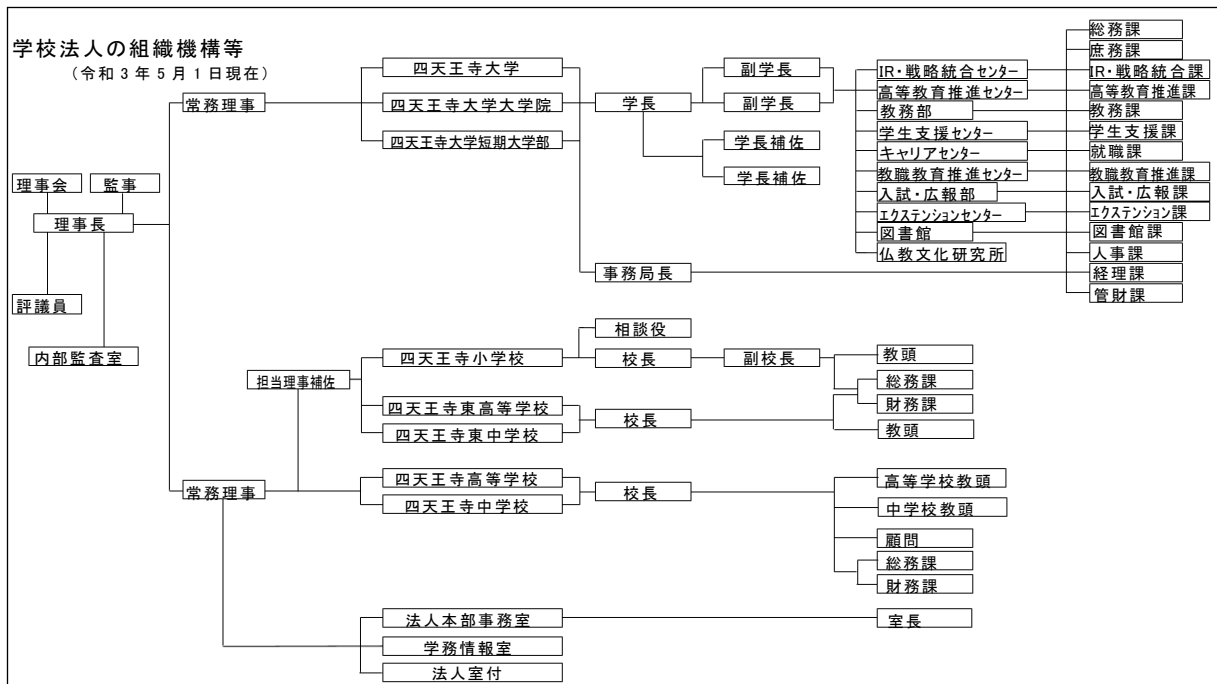
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和3(2021)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
四天王寺大学大学院	〒583-8501	22人	50人	31人
四天王寺大学	大阪府羽曳野市学園前	900人	3,620人	3,774人
四天王寺大学短期大学部	3丁目2番1号	240人	480人	413人
四天王寺高等学校	〒543-0051	700人	2,100人	1,224人
四天王寺中学校	大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番73号	270人	810人	1,012人
四天王寺東高等学校	〒583-0026	210人	630人	582人
四天王寺東中学校	大阪府藤井寺市春日丘	140人	420人	162人
四天王寺小学校	3丁目1番78号	90人	540人	254人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和3(2021)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

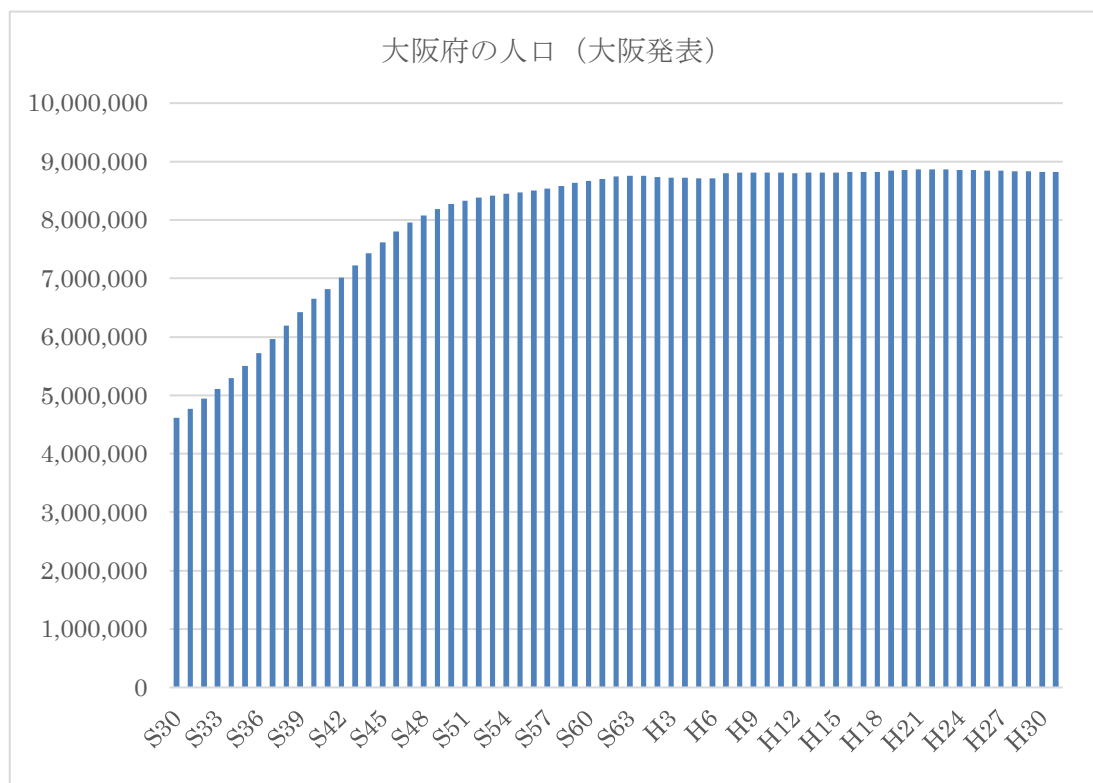
■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

都道府県	平成28(2016)年度		平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和2(2020)年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
宮城県	1	0.4%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
神奈川県		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
石川県		0.0%	1	0.4%		0.0%		0.0%		0.0%
福井県		0.0%	1	0.4%	1	0.4%		0.0%	1	0.4%
長野県		0.0%	1	0.4%		0.0%	1	0.4%	1	0.4%
岐阜県		0.0%	1	0.4%		0.0%		0.0%		0.0%
愛知県		0.0%	1	0.4%		0.0%		0.0%		0.0%
三重県	4	1.7%	6	2.1%	2	0.9%	8	3.2%	2	0.9%
滋賀県		0.0%	1	0.4%		0.0%		0.0%	1	0.4%
京都府	2	0.8%	2	0.7%	1	0.4%	1	0.4%	1	0.4%
大阪府	153	63.5%	180	63.6%	155	66.2%	164	66.1%	156	68.1%
兵庫県		0.0%	2	0.7%	1	0.4%	4	1.6%	3	1.3%
奈良県	55	22.8%	53	18.7%	48	20.5%	45	18.1%	48	21.0%
和歌山県	23	9.5%	28	9.9%	22	9.4%	17	6.9%	11	4.8%
鳥取県		0.0%		0.0%		0.0%	2	0.8%	2	0.9%
島根県		0.0%		0.0%		0.0%	2	0.8%		0.0%
広島県		0.0%	1	0.4%	1	0.4%		0.0%		0.0%
山口県		0.0%		0.0%	1	0.4%		0.0%	1	0.4%
香川県		0.0%	2	0.7%		0.0%	1	0.4%		0.0%
愛媛県		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	2	0.9%
高知県		0.0%	2	0.7%	1	0.4%	1	0.4%		0.0%
福岡県		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
佐賀県	1	0.4%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
長崎県	1	0.4%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
大分県		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
鹿児島県		0.0%		0.0%	1	0.4%		0.0%		0.0%
沖縄県	1	0.4%	1	0.4%		0.0%	2	0.8%		0.0%
合計	241	100.0%	283	100.0%	234	100.0%	248	100.0%	229	100.0%

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

<大阪府>

本学が立地する大阪府の人口は、戦後から昭和 45 年まで毎年 20 万人前後の人口増加が続き、平成以後ほぼ横ばいで推移してきた。平成 22 年をピーク(886 万 5,245 人)に平成 23 年からは、やや減少に転じている。



<羽曳野市>

本学がキャンパスを構える羽曳野市は、市制直後の昭和 35 年に約 5 万人であった人口が、高度経済成長期の羽曳が丘、桃山台住宅団地等の開発により急激に増加し、昭和 55 年に 10 万人を超えた。その後も増加傾向にあったが、平成 12 年(119,246 人)をピークに減少に転じている。

R3 年 1 月 1 日		R2 年 1 月 1 日		H31 年 1 月 1 日		H29 年 1 月 1 日		H28 年 1 月 1 日	
世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
45,546	108,515	45,247	109,451	44,933	110,364	44,700	111,128	44,347	111,741

※大阪府発表

■ 地域社会のニーズ

<大阪府>

大阪府民の暮らしや経済に関する指標は、従前に比べ改善傾向にあるものの、依然として全国的に低いものも多く、いわゆる「大阪問題」と言われる状況にある。人口減少社会の到来やアジアの諸都市との熾烈なグローバル競争など、社会が大きな変革期を迎える中、雇用の流動化、世界経済における日本の地位の低下など、子どもたちがこれから生きていく時代には、様々な困難が待ち受けている。大阪府では、こうした課題解決の大きな糸口は「教育」と考えており、平成24年3月に制定した「大阪府教育行政基本条例」に基づき、これからの大阪の教育の羅針盤となる「大阪府教育振興基本計画」が策定されている。

基本計画では、これまで大阪府が大切にしてきた、違いを認め合い、一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに発展させるとともに、大阪の子供たちが自ら豊かな未来を切り開き、次代の社会を担う自立した大人となっていけるような力を育むため、教育の振興に関する基本的な目標が示されている。

本学は、大学生活全体を通して、「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成を図ることを目指すDPを示している。自らの理念や行動を相対化し、省察することができる自己分析・自己研鑽の力を備え、多様な立場、考え方の存在を認めることができ、他者に対して思いやりを持った豊かな人間性を持ち合わせた社会で活躍できる人材の育成を行っており、大阪府のニーズにマッチした教育を実践している。

<羽曳野市>

羽曳野市とは、多様な分野で連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として連携協定を締結し、公開講座の開催、地域課題解決事業等、幅広く地域貢献を行っている。

■ 地域社会の産業の状況

<大阪府>

大阪府の主な産業（出荷額ベース）をみると、化学工業、鉄鋼業、金属製品（全国1位）となっている。品目では、魔法瓶用ガラス製中瓶、魔法瓶、魔法瓶ケース（ジャー、ジャーケースを含む）、その他の複写機などの出荷額が全国で1位となっており、産業の特徴としては、「中小企業の街」と言える。大阪府の工業生産に占める中小企業の割合は65%に達し、これらの中には独自の技術で世界シェアの大半を誇るものもたくさんある。

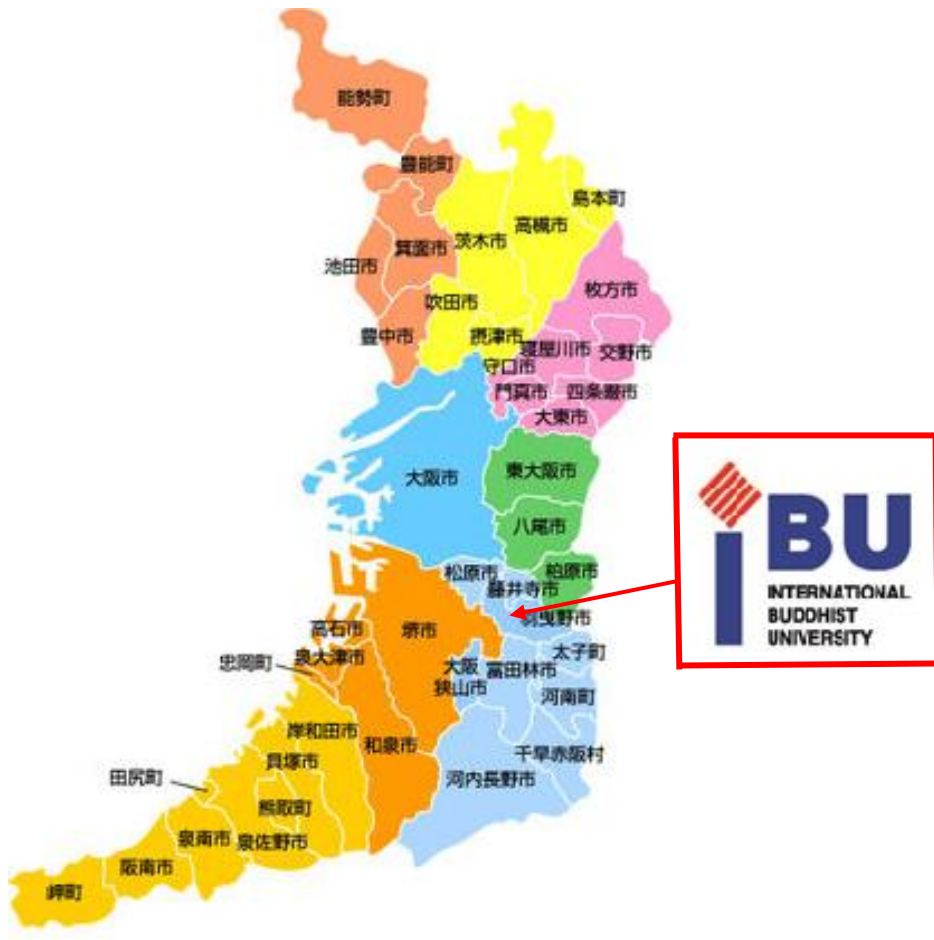
<羽曳野市>

羽曳野市に所在する全3,638事業所の割合をみると、第1次産業（農業、漁業、林業）が2事業所（0.1%）、第2次産業（鉱業、建設業、製造業）が841事業所（23.1%）、第3次産業（前記以外の産業）は2,795事業所（76.8%）となっている。大阪府全体の39万2,940事業所において、それぞれ291事業所（0.1%）、6万

7,782 事業所（17.2%） 32 万 4,867 事業所（82.7%）であるのと比較すると第 2 次産業に属する事業所の割合が高い。

令和 2 年 3 月、大阪府羽曳野市基本計画を発表し、大阪府内で第 1 位の栽培面積を誇る、ぶどう・いちじくの農作物を栽培する農家や市内のぶどうを活かしたワイン生産を行う事業者を支援することにより、ぶどう・ワイン、いちじく等の特産物を生かした販路開拓、6 次産業化等により売上高の向上をめざす地域経済牽引事業を促進し、農の雇用を生み出し、促進地域全体への好循環化を図っている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価] 提出された自己点検・評価報告書に評価がなされていない項目があるなど、記載に不備が散見されたので、より組織的な自己点検・評価体制の整備に努められたい。
(b) 対策
令和元年に「内部質保証の方針」を定め組織体制及び役割を明確にするとともに、自己点検・自己評価委員会の構成を見直し、常務理事、学長、事務局長をはじめ、副学長、学長補佐、短期大学部長、学科長およびコース主任が率先して毎年の自己点検・評価に携わってきた。特に令和 2 年度は、自己点検・評価報告書(自己点検・評価シート)の作成に際して専門部会を立ち上げ、自己点検・評価シートの内容を検証するとともに自己点検・評価委員会では報告書作成についての意見を述べるなど自己点検・評価に特化した役割を果たしている。自己点検・評価については教育研究評議会及び学園理事会でも審議され、本学の教育・研究活動の改善に役立てている。
(c) 成果
内部質保証の方針を定め、自己点検・自己評価委員会及び専門部会を立ち上げて、より機動的な自己点検・評価活動を行っている。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ B 物的資源] 「危機管理マニュアル」を整備し緊急事態・被害の防止に努め、消火訓練が実施されているものの、避難訓練については実施されていない。緊急避難時の対応に万全を期すためにも、避難訓練の計画・実施が望まれる。
(b) 対策
平成 27 年度認証評価での上記指摘を受け、下記のとおり災害対策ワーキンググループが中心となり平成 29 年から「防災・避難訓練」を計画・実施している。令和 2 年度は、防災計画に則り、自衛消防組織の中心的役割を担う管財課、総務課が「防災・避難訓練」を計画・実施した。 (1) 平成 29 年 2 月 事務職員による机上避難訓練、事務局防災避難訓練を実施 災害対策ワーキンググループが中心となり、災害対策本部の設置、学内施設における被害状況の確認、消火活動、けがによる要救助者の搬送、避難誘導と、一連の対応を災害対策マニュアルに沿って体験した。 (2) 令和 1 年 5 月 大規模教室からの避難訓練を実施

<p>1年生約1,000名を対象に、防災教育として「本学の防災への取り組みと避難訓練の実施について」と題した説明を行い、その後、大規模教室（1,000人以上）からの避難訓練を行った。職員による誘導、教員による避難後の点呼、避難完了報告まで、各役割を確認した。</p> <p>(3) 令和3年3月 事務局総合防災訓練を実施</p> <p>新型コロナウイルス感染防止の観点から学内全体での大人数の訓練は行わず、「地震災害対策本部の設置」「模擬消火器・消火栓を使った消火訓練」を軸に、連絡体制の確認を中心に少人数で実施した。</p>
<p>(c) 成果</p> <p>教職員及び学生による防災・避難訓練の実施により、災害時の対応を学び、防災に対する認識を高めた。また、災害備蓄品を購入するとともに、地域への貢献を果たすため、地元の消防署とも連携して防災拠点としての役割を検討している。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和3(2021)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学 HP「情報公開（教育研究上の目的3つのポリシー等）」 (https://www.sitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html)
2	卒業認定・学位授与の方針	本学 HP「情報公開（教育研究上の目的3つのポリシー等）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html) 「履修要覧」P8
3	教育課程編成・実施の方針	本学 HP「情報公開（教育研究上の目的3つのポリシー等）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html) 「履修要覧」P8～P10
4	入学者受入れの方針	本学 HP「情報公開（教育研究上の目的3つのポリシー等）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/policy.html) 「履修要覧」P10 「入学試験要項」及び「入試ガイド」にも記載
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学 HP「情報公開（IBU 基本情報）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/about/)
6	教員組織、教員の数並びに各々の教員が有する学位及び業績に関すること	本学 HP「情報公開（教員情報）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kaken.html)
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本学 HP「情報公開（教育・研究情報の公表）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kouhyou.html)
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学 HP「情報公開（教育・研究情報の公表）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kouhyou.html) 「履修要覧」及び「シラバス」にも記載
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学 HP「IBU 教育研究情報」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/taiouhyou.html) 本学 HP「情報公開（教育・研究情報の公表）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kouhyou.html) 「履修要覧」P28
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学 HP「IBU 教育研究情報」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/taiouhyou.html) 本学 HP「情報公開（教育・研究情報の公表）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kouhyou.html) 「CANPUS DIARY」P2～P3、P167～P168

11	授業料、入学料 その他の大学 が徴収する費 用に関するこ と	本学 HP「情報公開（教育・研究情報の公表）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kouhyou.html)
12	大学が行う学生 の修学、進路選 択及び心身の健 康等に係る支援 に関すること	本学 HP「情報公開（教育・研究情報の公表）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kouhyou.html) 「Canpus Diary」 P127～P134

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、 財産目録、貸借対照表、 収支計算書、事業報告 書、役員名簿、役員に対 する報酬等の支給の基準	事務所に備え置き、請求のある者に対して閲覧開示している。 本学 HP「情報公開（寄附行為・役員名簿・学園規程等）」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kifukoui.html) 本学 HP「情報公開〔財務状況（学校法人 四天王寺学園）〕」 (https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/zaimu.html)

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

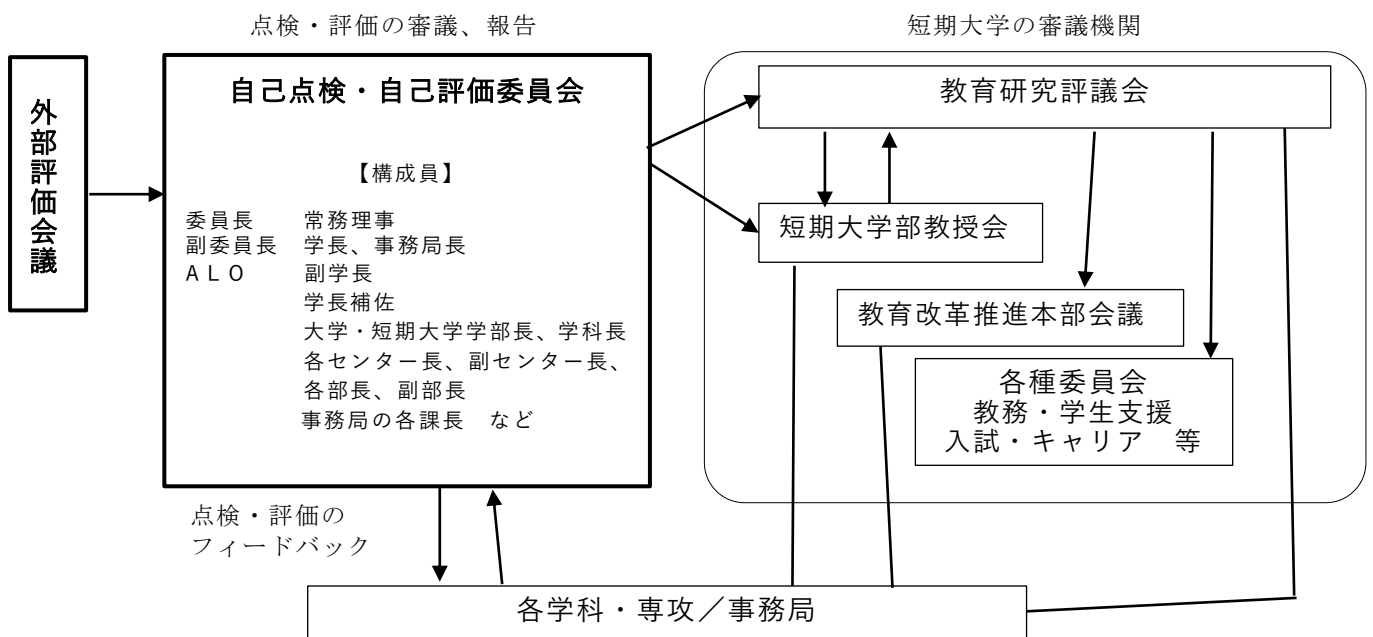
文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、公的研究費の適正な運営・管理、研究費の不正使用並びに研究活動における不正行為の疑いが生じた際に迅速に対応できるよう諸規程を整備し、「公正な研究活動の推進」を、大学ホームページ（以下、HP と略記）を通じて周知・公表している。加えて、研究費不正使用防止推進室会議では「公的研究費の不正防止計画」を公的研究費の運営・管理について透明性と信頼性を確保し、より実効性のある具体的な防止計画となるよう見直しを行っている。

公的資金による研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるか等の理解や意識を高めるために、コンプライアンス教育を実施している。また、研究活動における不正行為を未然に防止し、公平な研究活動を推進するために研究者の倫理規範の向上を目的として研究倫理教育を実施している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
 - （委員長） 常務理事
 - （教学推進委員長） 学長
 - （管理推進委員長） 事務局長
 - （教学推進委員） 副学長、学長補佐、図書館長、部長、センター長、館長、副部長、副センター長、大学院研究科長、大学学部長、短期大学学部長、学科長、コース主任
 - （管理推進委員） 課長
 - （事務局） 総務課

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

「四天王寺大学内部質保証の方針」の「1. 基本的な考え方」のとおり、本学は、大学の使命や目的を実現し、社会の付託に応えるため、自らが行う教育、研究、社会貢献について、質の向上を図るとともに、適切な水準であることを自らの責任で明示する内部質保証の取り組みを恒常的に推進させている。

自己点検・自己評価委員会が内部質保証の取り組みの推進に責任を負う組織であり、全学の自己点検・評価の実施を担っている。

自己点検・自己評価委員会では、常務理事を委員長として、教学・管理の両面において自己点検・評価報告書を検証し、教育研究評議会に報告する。また、学外有識者および学生による評価の実施、検証を行い、その結果を広く公表している。

検証結果をふまえて、教育改革推進本部および短期大学部教授会及び全学委員会活動により改善し、教職員および学生への周知を図り、内部質保証の実現につなげている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

会議日	議事内容
令和2年7月16日 第1回自己点検・自己評価委員会開催	1. 令和元年度自己点検・評価シートについて（審議） 2. 令和元年度事業計画書重点施策の達成状況について（審議） 3. 令和元年度実施の外部評価の対応策・今後の計画等における公表（案）について（審議） 4. 法令遵守の状況について（報告）
令和2年9月10日 第2回自己点検・自己評価委員会開催	1. 令和元年度自己点検・評価シートについて（審議）
令和2年10月21日 第1回委員会専門部会開催	1. 認証評価に向けた専門部会の取り組みについて 2. 評価基準について（基準の構成、評価の視点等の確認） 3. 令和元年度 自己点検・評価シートについて（他大学報告書との比較、分析）
令和2年12月23日 第2回委員会専門部会開催	1. 自己点検・評価シート（大学）について（令和元年度の検証）
令和3年1月13日 第3回委員会専門部会開催	1. 自己点検・評価シート（大学）について（令和元年度の検証）
令和3年1月26日 第3回自己点検・自己評価委員会開催	1. 認証評価および自己点検・評価のスケジュールについて（審議） 2. 令和2年度自己点検評価書（大学・院）、自己点検・評価報告書（短大）の作成について（審議） ・）報告書、エビデンス集、基礎データ等の作成 ・）専門部会からの意見について
令和3年5月27日 第1回自己点検・自己評価委員会開催	1. 認証評価について（審議） ・）スケジュール ・）平成27年度認証評書における指摘事項等について 2. 令和2年度 自己点検評価・報告書〔大学・大学院、短大（素案）〕について（審議） 3. 令和2年度重点施策の事業計画書(報告)について（報告）
令和3年7月13日 第2回自己点検・自己評価委員会開催	1. 令和2年度 自己点検評価・報告書〔大学・大学院、短大〕について（審議） 2. その他 ・）認証評価に関する説明会に関する連絡 ・）外部評価者会議の実施について
令和3年8月26日 第3回自己点検・自己評価委員会開催	1. 令和2年度 自己点検評価・報告書〔大学・大学院、短大〕について（審議） 2. 評価充実協議会について（報告） 3. 今後のスケジュールについて（報告）

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している

学校法人四天王寺学園は、聖徳太子が四天王寺の敬田院を設立された際の精神を建学の精神として、本学をはじめ各学校を設置している。学校法人四天王寺学園の掲げる「建学の精神」(抜粋)には次のようにある。

創立以後、聖徳太子のご偉業の中から、三経義疏(勝鬘経義疏・維摩経義疏・法華経義疏)を撰述されたことを受け、特に勝鬘夫人・維摩居士を範とした教育を打ち出し、また聖徳太子が制定された十七条憲法に準拠して学園訓を制定しました。十七条憲法の第一条「和を以て貴しとなす」に象徴される「和の精神」により、道徳観・倫理観を涵養し、勉学・スポーツ等において自己を徹底して磨く教育を実践してきました。社会には時代ごとに国内外を問わずあらゆる課題が存在しますが、その課題解決のために、利他の心を起こし、磨き上げた自己の知識・技能をもって、人々に寄り添える人材を育成することが本学園の使命であります。

聖徳太子をはじめ勝鬘夫人や維摩居士は、いずれも出家せず世俗に身を置きながら、仏教の教えを体得・実践して人々にも広めたとされる。また十七条憲法で説かれる「和」とは、自己を抑えて他者に同調するのではなく、あたかも音楽のハーモニーのように、自己も他者も共に個性を発揮しながら、なおかつそれらが調和している状態を指す。なお「和」をなしとげる前提として、他者に対する理解と共感が必須である。

すなわち「建学の精神」は、実社会にあって、絶えず自己を磨き続ける態度と他者を思いやる心とを持ち、自己の個性を生かしつつ他者と協調しながら国内外で活躍できる人材を育成すると述べており、本学の使命・目的は、「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成の場となることにあり、本学の学園訓では聖徳太

子の「和の精神」を象徴する「和を以て貴しとなす」を定めている。

以上のことを基本理念として、本学は教育体制を整え、課内・課外の教育活動を行っており、四天王寺大学短期大学部学則第 1 章総則第 2 条の目的において、「建学の精神」に基づく教育理念・理想を明確に示している。

第 2 条 本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法および学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、職業または実際生活において必要とされる能力を授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

また、「建学の精神」に基づく教育理念・理想をよりわかりやすく具体的に明示するものとして「卒業・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）（以下、DP と略記）を定め、「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成を図るために、①自己分析・自己研鑽の力、②豊かな人間性、③社会（組織）で活躍できる力という 3 つを掲げている。

①は、「建学の精神」で述べられた 3 人の人物を範として、他者と調和しながら個性を発揮し協働できるような自立した人格を磨くということである。

②は、仏教の慈悲の精神そのもので、この世界に生きるさまざまな立場や境遇の人々のことを知り、彼らに共感する気持ちを養うということである。

③は、社会の中に自分の活躍の場を見つけ、自己の個性を発揮しつつ他者とも協働して、よりよい社会を建設する一員となるための力を養うことである。

①と②を身につけることは「和の精神（和のこころ）」を修得することと等しいから、本学の DP とはすなわち、「建学の精神」に基づく教育理念・理想を公教育機関という立場から具現化したものといえる。

(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

このように四天王寺大学短期大学部学則第 1 章総則第 2 条及び DP は、教育基本法の目的である第 1 条の「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という内容に沿うものであり、本学の建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有している。

本学は、建学の精神である聖徳太子の和の精神に基づく教育を受けた学生を、社会が求める優れた人材として広く送り出すことを通して公共性を高めながら、私立短期大学としての健全な発達も図ってきた。そのことは、就職率が 99.5%（令和 2（2020）年実績）と極めて高いことから証明されており、建学の精神が私立学校法第 1 条の「公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」とも合致するといえる。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

本学の建学の精神は、「履修要覧」「CAMPUS DIARY」、「入試ガイド」、「CAMPUS GUIDE」「ウパーヤ」「本学 HP」により学内外に広く表明している。学内の学生・教職員・保護者等に対しては、入学式、学位授与式、入学時のオリエンテーション等において、さらに基礎教育科目（必修）「和の精神Ⅰ（瞑想）」「和の精神Ⅱ（写経）」の授業及び、その他学内の様々な行事等を通じて入学から卒業まで継続的・定期的に建学の精神を説明している。また、入学志願者等に対しては、オープンキャンパス、高校教員対象入試説明会、高校訪問、入試説明会等の機会に説明し、積極的に学外に表明している。

本学の仏教教育の推進をはかることを目的として設置している仏教文化研究所は、建学の精神に基づき、仏教に関する研究・教育・広報を推進している。研究所内の仏教教育センターでは、仏教教育広報誌「ウパーヤ」を発行し、仏教に関する知識を内外に提供している。

(4) 建学の精神を学内において共有している。

建学の精神である聖徳太子の和の精神は、大講堂正面の聖徳太子像の前で挙行される入学式、学位授与式において理事長の挨拶、学長の祝辞、入学時のオリエンテーション等で学生・教職員に共有されている。

1年次必修の基礎教育科目「和の精神Ⅰ」「和の精神Ⅱ」では、聖徳太子の仏教精神や学園訓を学ぶために、仏教文化研究所研究員が中心となり教務部と連携し授業内容の検討・立案を行い、各学科教員と連携して運営を行っている。聖典聖歌集（般若心経等）を必携として、専任教員は全員出席で学生指導に当たり、聖徳太子像への献灯・読経・瞑想・写経・仏教講話・仏教聖歌斉唱等の仏教体験を通じて、聖徳太子の和の精神を具現化し共有している。さらに共通教育科目「仏教実践演習」では、学外の寺院での座禅会や見学会を実施し、体験的な仏教教育の機会も設けている。

宗教委員会は、各学部・学科・専攻の代表の教員等で構成し、仏教文化研究所と連携して「和の精神Ⅰ」「和の精神Ⅱ」などの仏教教育の推進と質的な向上を図ることを目的として設置され、同委員会で審議された結果を学部教授会で報告している。

また、学内には聖徳太子像の彫刻をはじめ、レリーフや祭壇、曼荼羅、学園訓、「帰依渴仰、断悪修善、速證無上大菩提處」の書等が設置されており、授業・研修会等の開始前の瞑想の実践や職員朝礼での般若心経の唱和等により建学の精神を身近に共有している。

(5) 建学の精神を定期的に確認している。

学生及び教職員は、入学式、学位授与式での理事長挨拶、学長祝辞に加えて、創立記念式典や研修会等を通じて建学の精神に触れ、また、基礎教育科目（必修）「和

の精神Ⅰ」「和の精神Ⅱ」の履修を通して、建学の精神を定期的に確認している。

建学の精神を現在の環境・ニーズに適合させるための教育改革の方向性については、自己点検・自己評価委員会、教育改革推進本部を中心にした委員会や会議で定期的に協議しており、継続的な改善を図っている。

[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2 の現状>

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

本学の地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業等の取り組みについては、エクステンションセンターが管轄し、その事務も担っている。本学の建学の精神である「和の精神」の特色を生かし、地域社会に短期大学を開放し、地域住民の生涯学習ニーズ実現のために以下の公開講座や生涯学習事業を企画・実施している。ただし、本年度はコロナ禍の影響で多くの講座や事業の中止を余儀なくされた。

・ IBU オープンカレッジ

平成 13（2001）年度にスタートした「IBU オープンカレッジ」は、生涯学習を通じた教育事業で、地域の方々に学習する機会を提供する取り組みである。

初年度は英会話、歴史など 21 講座を開講し、平成 20（2008）年度には 120 講座にまで拡充した。

ジャンルは、歴史、絵画、心理学、朗読、パソコン、そして語学では、英語、韓国語、中国語、イタリア語、フランス語、アラビア語など多様なレベル分けを設定し、外部講師の活用により開講してきた。その後、本学キャンパスだけでなく、平成 21（2009）年度に完成した四天王寺大学藤井寺駅前キャンパス（四天王寺小学校内に併設）においても開講した。利便性のよい藤井寺駅前キャンパスでは、小学生への英語や囲碁将棋教室、仕事帰りの社会人が受講できる夜間講座を開講するなど、平成 22（2010）年度には年間最も多い 194 講座まで拡大した。一方、ICT 社会が定着し、どのような情報も簡単に検索できる時代が到来し、ユビキタス社会において学びが日常的なものになり、社会人の学びの場は広がった。社会人向け講座を開催する他大学の進出や市区町村による生涯学習の専門部署が各地で開設され、受講者にとっては、身近な場所がかつ安価で受講できる機会が増えた。そのため受講する側の選択肢が増えたことで受講者は徐々に減

少（平成 22（2010）年度 1769 人→平成 29（2017）年度 698 人）していくことになり、平成 29（2017）年 3 月をもって藤井寺駅前キャンパスから撤退した。その後、本学を拠点として外部講師中心の講座構成から本学の教育・研究機能を中核として地域に還元する方針に転換し、現在に至る。

令和 2（2020）年度前期の「IBU オープンカレッジ」は、語学、教養、技能、資格取得の 37 講座を企画し、4 月募集に向けて受け入れ準備をしたが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発出されたため、開講の中止を決定した。また、前期の講座を後期に延期して開講することを計画したが、第 2 波によって、後期も中止することになった。このような事態に柔軟に対応して、2 月から 3 月にかけてオンラインによる講座として開講した。当カレッジの受講者は ICT に強くない高齢者が多いため、オンライン講座の受講者の減少が危惧されたことから、試行的に 5 講座（歴史・宗教等の教養 4、語学 1）を募集し、無料で開講した。結果、定員 20 人×5 講座の計 100 人に対して、延べ 178 人の申し込みがあった。

申込時のオンライン講座に関するアンケートでは、オンラインができる機材の所持率が 92%、パソコン（ノート型含む）所持率は 73%（残りはスマートフォンとタブレット）であった。また、受講後のアンケートでは、60 歳以上の高齢者の受講率が 76%であったが、オンラインでの受講経験がない方でも操作に問題がないとの回答が 89%に上った。オンライン講座の内容を視聴した感想については、「大変分かりやすかった」「分かりやすかった」の合計が 85%とおおむね好評であったことから、オンライン講座の手ごたえを感じることができた。

・ たいし塾

本学建学の祖である「聖徳太子」と受講者の方々の「大いなる志」が叶うようにとの願いを込め、特別公開講座社会人教室「たいし塾」として平成 12

（2000）年にスタートし、大阪の中心部で交通至便で民間カルチャー教室として実績のある毎日文化センターにおいて、有料かつサテライト形式で開講した。当初は年 3 期制（全 12 回×3）で行っていたが、平成 18（2006）年度から 2 期制に変更し、平成 22（2010）年度まで実施した。平成 23（2011）年度から藤井寺駅前キャンパスでの開催に変更し、平成 29（2017）年度まで実施してきた。その後、藤井寺駅前キャンパスからの撤退に伴い、平成 30（2018）年度から本学で実施している。

受講者が年々減少傾向となっていたため、令和 2（2020）年より無料で実施し、「令和の時代-和の精神（こころ）」前期・後期、仏教-いろはの「い」-をテーマとして 10 講座を開講予定にしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止を決定した。

・ 教員免許更新講習・認定講習・特例講習

平成 19（2007）年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21（2009）年 4 月 1 日から教員免許更新制の導入が決定し、同年度より本学でも実施するこ

とになった。

令和 2（2020）年度は必修 1 科目、選択必修 6 科目、選択 19 科目、定員 2,108 名で 8 月実施での認可を受けたが、令和 2（2020）年 4 月 7 日の緊急事態宣言発令などを受けて、オンラインによる遠隔講習や 9 月以降の実施に向けて検討した。なお令和 2（2020）年 6 月 5 日付、文部科学省からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について」による教員免許状の有効期間の延長が認められることなり、総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 2（2020）年 6 月 17 日教員免許更新講習開催中止を決定した。

・ 公開シンポジウム

本学の知的資源を地域社会に還元するため、平成 9（1997）年度より、本学と羽曳野市および羽曳野市教育委員会との共催事業として実施している。

令和 3（2021）年 2 月 27 日、「世界から見た百舌鳥・古市古墳群」をテーマに公開シンポジウムを開催した。国立歴史民俗博物館教授の松木武彦氏による基調講演、羽曳野市教育委員会文化財課の伊藤聖浩氏、本学の森嶋俊行専任講師による話題提供の後、本学の須原祥二教授の司会でディスカッションを行った。オープニングでは、本学学生による課題解決研究発表として「古墳音頭」「レンタサイクル」に関するプレゼンテーションを行い、市民の方々に学生の活動を知っていただく良い機会となった。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインでの実施（申込 448 名、視聴 296 名）となったが、オンライン実施のため、北海道、関東、九州など、遠方からたくさんの申込をいただいた。

・ 公開講座フェスタ（大阪府主催）

HSN ネット（「阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット」の略称で、主催者の事務局を大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課に置く）に参画するため、本学は平成 11（1999）年から構成員となり、毎年本学の教員を 1 名派遣している。開催場所は大阪府庁舎内に設けられ、毎年、テーマを決め、そのテーマに沿った内容をもとに、加盟する阪神奈の大学教員や、一般財団法人で運営している研究機関の講師らが講義をしている。毎年 11 月に開催しているが、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、オンラインで実施するか否か等に関するアンケートが行われた結果、加盟する 23 機関のうち 21 機関が開催見送り（2 機関開催）との回答により中止となった。

・ あべのハルカス公開講座

大阪府との共催事業によって、平成 7（1995）年に「四天王寺大学公開講座」としてスタートした。開催場所は大阪府さいかくホールで行い、本学教員の研究・専門分野を軸に、平成 12（2000）年度まで 3 講座、平成 13（2001）年度～平成 25（2013）年度まで 4 講座で、夜間の公開講座を実施してきた。平成 26（2014）年度、あべのハルカスに本学サテライトキャンパスを設置した

ことを契機として、「あべのハルカス公開講座」として実施している。講座の内容は、「～教養と好奇心で巡る世界の旅～」を主テーマに絞り、講師となる教員が学会や視察で訪れた渡航先での出来事や諸問題を取り上げる形式で、前期 4 講座、後期 4 講座で開催している。

令和 2（2020）年度は、同キャンパスでの開催が 7 年目となり、ドイツ、イギリス、韓国、エチオピアなどに関する前期 4 講座、後期 4 講座を企画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止とした。

- ・ 四天王寺大学短期大学部公開講座

平成 27（2015）年度より短期大学部の特色を活かし「シニアライフ」「暮らし」に関するテーマで公開講座を開催してきたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企画段階で開催を中止とした。

- ・ IBU 生涯学習フェスタ

平成 10（1998）年度から「IBU 秋・園遊会」として開催し、第 3 回の平成 12（2000）年度より名称を「IBU 生涯学習フェスタ」に改めた。

平成 16（2004）年度の第 7 回から現在に至るまで、大学祭（11 月）と同時開催のイベントとして実施している。第 1 回から第 12 回までは、著名人による基調講演、地域の公民館等でサークル活動をされている団体の作品展示（パッチワーク・陶芸・生け花・写真等々）、舞台発表などを実施してきたが、第 13 回以降、出展数などが減少し、規模を縮小している。令和 2（2020）年度は、第 23 回として大学祭と同時開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。

- ・ IBU 桜 WEEKS

大学開放ならびに地域社会との共生・交流、地域の生涯学習振興を目的として、平成 10（1998）年度「IBU 桜まつり」として開催した。

当初、芸能人や曲芸師、地域で活動する団体や学生のクラブ団体による舞台発表屋台、子ども向け遊具、動物とのふれあいミニ動物園など、学内の桜を鑑賞しながら大人や子供が 1 日中楽しめる一大イベントを実施していた。

平成 19（2007）年度の第 10 回目を迎えるにあたり、経費削減と従来の催物を抜本的に見直し、本学の誇る桜の美しさを鑑賞してもらうことに主眼をおいた行事の実施を目的とした「IBU 桜 WEEKS」に改称した。

その年の気象庁が発表する開花予想をもとに、満開の前後 3 週間を桜の鑑賞期間として、地域の方々に学内を自由に散策していただくことにしているが、令和 2（2020）年度は新型コロナ感染防止の観点から、「IBU 桜 WEEKS」を中止とした。

- ・ 講師派遣、外部の委員等就任

本学では、社会貢献の一環として、講師派遣や外部の審査会および選考会等の

各種委員委嘱を受け入れている。研修会、講演会 各種委員会、学校や自治体などの行事等の実施に当たり、本学教員等への協力内容とのマッチングがスムーズに行えるよう、本学 HP 上に教員の専門分野別「知的・人的資源データベース」を提供している (<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/haken/>)。

(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

＜地域連携＞

本学は、地方公共団体、教育委員会、商工会と協定を締結し、連携している。多様な分野で連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的としている。主な分野としては、①地域文化の振興、②地域産業・観光の振興、③教育および人材育成、④生涯学習、⑤まちづくり、⑥学術研究、⑦健康・福祉等である。市民大学、シンポジウム、講演会等の開催、本学からの講師派遣、学生派遣、連携先からの講師招聘など、まちづくりや課題解決による相互の地域活性化に向けた連携を通じ、積極的な地域貢献を実施してきた。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの連携事業が中止となったが、本学が有する知の拠点としての歩みを進める。

No.	自治体等・締結書名	締結日
1	藤井寺市、藤井寺市商工会及び四天王寺大学との連携に関する協定書	平成 25（2013）年 11 月 28 日
2	羽曳野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携に関する協定書	平成 26（2014）年 5 月 20 日
3	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と堺市教育委員会との連携協力に関する協定書	平成 29（2017）年 3 月 27 日
4	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と大阪府教育委員会との連携協力に関する協定書	平成 29（2017）年 12 月 4 日
5	大和郡山市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携協力に関する協定書	令和 2（2020）年 4 月 20 日

＜高大連携＞

高校と大学が連携して教育活動を実施するため、令和 2(2020)年度は、新たに 3 校との高大連携協定を締結し、連携校は 31 校となった。新型コロナウイルスの影響もあり、実質的な教育活動は縮小となったが、模擬授業講師として大学・短大で 3 校に 7 名(短大のみでは 1 校 3 名)の教員を派遣した。本学での生徒の受入れは、「協定校実践プログラム“初心者のためのピアノ教室”」の 1 事業に留まったものの、19 名の生徒を受け入れた。連携校と大学が相互の教育の充実・発展に資するため、以下の事業での連携協定を締結している。

- 1) 大学の研究・教育活動や高校の教育活動に関すること
- 2) 大学への入学に際して大学と高校の連携に関すること
- 3) 教育上の諸課題に対応した調査・研究等に関すること
- 4) 大学の学生による高校での実習・インターンシップに関すること
- 5) その他双方が必要と認めること

No.	高校名・締結書名	締結日
1	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立藤井寺高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 18(2006)年 8月 1日
2	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立北かわち梶が丘高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 21(2009)年 8月 3日
3	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立懐風館高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 22(2010)年 1月 18日
4	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立河南高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 23(2011)年 3月 31日
5	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立阪南高等学校</u> との福祉関連の教育活動に関する高大連携事業協定書	平成 23(2011)年 7月 28日
6	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立富田林高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 25(2013)年 4月 16日
7	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立長吉高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 26(2014)年 3月 15日
8	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立桜井高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 29(2017)年 2月 23日
9	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立金剛高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 29(2017)年 9月 13日
10	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立西の京高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 29(2017)年 9月 22日
11	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立夕陽丘高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 30(2018)年 4月 23日
12	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立狭山高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 30(2018)年 10月 10日
13	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立山本高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 30(2018)年 11月 15日
14	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立生駒高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 8月 22日
15	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立高取国際高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 8月 22日

16	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪体育大学浪商高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 8 月 29 日
17	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>羽衣学園高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 9 月 12 日
18	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪緑涼高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 9 月 19 日
19	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立美原高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 10 月 7 日
20	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立香芝高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 10 月 9 日
21	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立布施高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 10 月 29 日
22	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立金岡高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 11 月 6 日
23	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立堺東高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 11 月 13 日
24	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立長野高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 11 月 18 日
25	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立泉北高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 12 月 3 日
26	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立貝塚南高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 12 月 9 日
27	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立堺西高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1 (2019) 年 12 月 11 日
28	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良育英高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 2 (2020) 年 1 月 14 日
29	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立法隆寺国際高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 2 (2020) 年 10 月 8 日
30	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立登美丘高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 2 (2020) 年 11 月 11 日
31	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立東百舌鳥高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 3 (2021) 年 2 月 15 日

なお、大学内施設・設備は、本学の授業、行事および学生の課外活動等に支障のない場合、他団体や地元自治会などに貸出しを行っている。貸出しの条件は「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部施設使用規程」「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部体育施設管理運営規程」で定めている。令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため各種団体への貸出しを制限していたが、地域貢献として施設や地元団体、自治会を中心に

12 件の貸出しを行った。

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している

学生については、本学のボランティア系クラブの、わくわく☆サタデー、IBU 大阪アンカークラブ、ボランティアクラブ、ポコ・ア・ポコの 4 団体のはびきの市民フェスティバル「はびきの祭」の企画段階から参加してイベントやブース等の運営にかかわったり、「はびきの軽トラ市」に茶道部が参加し野点をしたりするなどしている。この他に、本学近隣の老人福祉施設、小学校や幼稚園などで、ギター・マンドリンクラブ、YOSAKOI ソーラン部、IBU チアリーダーディングクラブ等が演技を披露したりするなどして、地域・社会に貢献を行っている。ただし、令和 2 年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、活動中止や自粛を余儀なくされた。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神については、「和の精神」を中核に据え、基礎教育科目を通して、学生が正しく理解して自己研鑽を積めるような仕組みを整えてきたが、一方で課題としてはそれら成果の可視化が難しいことが挙げられる。この課題解決のために、学修ポートフォリオを利用し可視化を進めているが、コロナ禍の影響もあり十分な検討を要し、改善途中である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学の建学の精神に基づいた人材育成の一端を学生、保護者、高校生、社会に広く知っていただくために、本学学生たちのところにまつわるエピソードをまとめた「和の精神エピソード集 ver2 (STORIES 2020)」を発行した。このエピソード集は、聖徳太子の教えである「和の精神」「利他の精神」を原点に、「知識・技術を修得する学び」に加えて、「ここに、学びを。」という想いも大切にしていきたい本学の教育方針を形にしたものであり、冊子と本学 HP で広く公開している。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

教育・研究上の目的を建学の精神に基づき学則第 2 条に定め、これを基に各学科の教育目的・目標を定めている。各学科・専攻課程の教育目的・目標は次の通りである。

<保育科>

保育科は、聖徳太子の仏教精神をもとにした仏教保育の理念と方法を体得し、人間性豊かで慈愛に満ち、受容性と共感性に富む、保育実践力及び社会援助技術の基本を身につけた保育者養成を目的とする。

<生活ナビゲーション学科>

生活ナビゲーション学科は、建学の精神である聖徳太子の仏教精神とそれに基づく学園訓の見地より、誠実・礼儀・健康を心に留め、自己と他者が調和し共に社会貢献する人格形成に努め、幅広い教養を身につけることを教育研究上の目的とする。それを具現化するため、自らのキャリアデザインを描き、社会経済状況の動向に関心を持ち、必要な専門的知識や技術を修得することを目的とする。

<生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻>

生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻は、建学の精神に基づき、和の精神を持つ、豊かな人格形成・修養に努め、生活全般からビジネスにいたるまでの幅広い教養と実務的な専門性を備えた社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

<生活ナビゲーション学科ライフケア専攻>

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、建学の精神である聖徳太子の仏教精神とそれに基づく学園訓の見地より、誠実・礼儀・健康を心に留め、自己と他者が調和し共に社会貢献する人格形成に努め、幅広い教養を身につけることを教育研究上の目的とする。それを具現化するため、主体性・協調性・倫理性を基礎に、介護実践に必要な専門的知識と技術を修得することを目的とする。

る。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

各学科の教育目的・目標は、学則及び履修要覧に明記し、学外にむけた本学 HP 上でこれを公開している。新入生に対しては、オリエンテーション時に各学科及び専攻の教育目的・目標を十分に説明し、理解を図った上で履修登録を指導している。

(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

本学では、卒業生の就職先企業、実習先などから、本学の教育に期待する意見を聴取している。具体的には、「卒業生の就職先対象調査」を毎年 12 月に実施している。この調査では、各学科・専攻の DP の達成状況を評価し、今後の教育内容の検討や改善を目的としている。当該調査は、すべての学生の就職先の直属の上司などが当該卒業生を評価するもので、調査結果はキャリア委員会等で報告している。今後は、調査結果で明らかになった教育内容の改善項目について、課題解決のための具体的な取り組みを教職員で協議を行うほか、キャリアセンターにおいては、調査の有効回収率を向上させるための手立てを検討することが求められる。

また、本学の人材養成が地域・社会の要請に応えられているかについてはキャリアセンターの事務職員及び各学科の教員が、卒業生の就職先へ定期的に訪問し確認している。なお、学外有識者による外部評価の実施、検証も行っているが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から実施を見送ることとなった。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

本学の学習成果は、建学の精神に基づき以下の DP の中に次のように定めている。

○自己分析・自己研鑽の力

- ・自らの理念や行動を相対化し、省察することができる。
- ・自己を高めるために生涯にわたり、学び続けることができる。

○豊かな人間性 ～慈愛の心・利他の精神～

- ・多様な立場、考え方の存在を認める（受容する）ことができる。
- ・他者に対して思いやりを持ち、寛容な態度で接することができる。
- ・他者の喜びや躓きを自己のものとして共感することができる。

○社会（組織）で活躍できる力 ～専門性を基礎として～

- ・社会（組織）の現状について認識できる。
- ・社会（組織）の一員としての自己を理解できる。
- ・社会（組織）に貢献する強い意欲を持ち、行動することができる。
- ・組織の新たな課題解決や改革に仲間とともに取り組み、実現することができる。

(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

各学科・専攻課程においては、建学の精神に基づき、育成すべき学修成果として、DPの中に卒業時点において学生が身に付けるべき能力を次のように定めている。

〈保育科〉

1) 慈愛に満ちた保育者として保育現場で活躍できる人格形成

仏教保育の理念と方法を体得し、受容性と共感性に富む慈愛に満ちた保育の実践者として、子どもの成長と共に自らの人格形成を目指すことができる。

2) 保育者として幅広い教養と専門的・実践的な知識および表現・技術の獲得

保育や子どもとそれらを取り巻く社会情勢に関心を持ち、保育技術の向上や新たな知識の獲得に意欲的に取り組み、保育や幼児教育、福祉、また子どもや子育てに関する知識を理解し、子どものあそび・表現活動にかかわる基礎的な技術力を身につけるとともに保育現場における適切な表現・援助の方法を体得している。

3) 自己表現力・コミュニケーション能力および課題解決能力の修得

保育現場で起こる課題に対して、適切な判断を下すことができ、コミュニケーション能力を発揮して臨機応変に保育を展開することができる。さらに、自らの保育実践を省みて新たな課題を設定することができる。

〈生活ナビゲーション学科〉

1) 建学の精神に根ざした人格形成

建学の精神である聖徳太子の仏教精神を理解し、和のこころをもちビジネス現場や介護現場において貢献することができる。

2) 社会で求められる基礎力の修得

基礎学力をはじめとしてビジネスパーソンや介護福祉士として求められる専門知識・技能を修得し、活用することができる。

3) 問題解決能力の修得

社会状況に関心を持ち、自らのキャリアプランを描く為に、物事に積極的にチャレンジします。また、介護を必要とする対象を多面的に捉え、チームの一員として行動

することができる。

〈生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻〉

1) 建学の精神に根ざした人格形成

聖徳太子の仏教精神を理解し、和の心を持つ人格形成修養を基に、社会に貢献できるビジネスパーソンとしての能力が培われている。

2) キャリアプランを自ら描く能力の修得

社会状況に関心を持ち、積極的にチャレンジし、8つのフィールドと23のユニット科目での学びにより、新たな資格を取得している。更に、卒業後、生涯にわたるライフプランとキャリアプランを自らデザインし、描くことができる。

3) 社会で求められるビジネスパーソンとしての基礎力の修得

基礎学力をはじめとし、フィールド・ユニットでの専門知識・技能、社会人基礎力を修得している。

〈生活ナビゲーション学科ライフケア専攻〉

1) 建学の精神に根ざした人格形成

建学の精神である聖徳太子の仏教精神を理解し、和のこころを尊重し人との関わりをとおして他者と共感することができる。

2) 総合的な知識や技能の修得

介護を必要とする対象を理解し、介護ニーズや介護に関連する制度・サービスにグローバルな視野をもって対応できる専門知識・技術を修得する。

3) 高い専門性の獲得

高い倫理性を持って、介護過程に基づく尊厳を支える個別ケアの実践能力を体得し、生涯にわたり学習を継続することができる。

4) 問題解決能力の修得

社会全体のできごとに関心を持ち、対象者の生活をトータルに考えられる姿勢を身につけると共に、チームの一員として行動することができる。

卒業時点において学生が身に付けるべき能力については、履修要覧の中の授業科目編成表において授業科目ごとに、どの能力が身につくかが明示されており、それが一覧できるカリキュラムマップも各学科・専攻課程で作成されている。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

各学科・専攻課程の学習成果である DP は履修要覧に記載するとともに本学 HP 上で公表している。また、カリキュラムマップについても本学 HP 上で公表している。学習成果の詳細については、学生に対して、4月のオリエンテーション時に、学科長・専攻長から説明されている。

(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

本学では、学校教育法の短期大学の規定に照らして各学科・専攻課程において学修ポートフォリオ、学位授与状況、単位取得状況、GPAによる成績分布状況、就職率、専門領域での就職率、免許・資格の取得状況、PROGテスト、国家試験の合格状況、学生動態調査などの指標を用いて、アセスメント・ポリシーとして学習成果を定期的に点検している。また、学期ごとに、すべての授業科目について学生による授業評価アンケートを実施し、教員はアンケート結果に対する授業改善コメントを学生に対して発信し、授業改善につなげ学習成果を高めている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

本学では、ディプロマ・ポリシー（以下、DP と略記）、カリキュラム・ポリシー（以下、CP と略記）、アドミッション・ポリシー（以下、AP と略記）、の三つの方針について、建学の精神である聖徳太子の和の精神に基づく教育を実現するための方針と位置付け、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

DPに掲げる『和の精神』をもち、社会で活躍できる人間」の育成を目的として、CPでは、基礎教育科目、共通教育科目、専門教育科目を体系的に編成することを定め、効果的な教育方法と学習成果の評価方法を定めている。DP、CPを踏まえて、APにおいては、本学で教育を受けるための資質・能力・目的意識といった具体的な条件を定めている。

(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

3つのポリシーの策定にあたっては、学長の指示のもとで学科・専攻会議で原案が作成され、学長、副学長、短期大学部長を中心とした教育研究評議会メンバーより学長が任命した委員によって構成される教育改革推進本部において議論を重ね策定し、短期大学教授会で審議を経て、教育研究評議会でも最終決定を行っている。このことから、三つの方針は組織的に議論を重ねて策定していると言える。

なお、平成30（2018）年4月、本学では、DPの改定を実施した。それに伴って、CPとAPについて全学的に見直しを行った。また平成31（2019）年3月、策定した大学のAPを基本にして、学部・学科・専攻のAPについても見直しを図り、活用する評価方法や比重をより明確化した。これら3つのポリシーは、平成31（2019）年4月から本学HPで公開している。

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

本学では、AP を満たして入学した学生が、オリエンテーションや「和の精神」の授業を通して、DP を理解し、CP に沿って、学習を進め、教育成果を十分に獲得できる環境を整えており、三つの方針を踏まえた教育活動を行っていると言える。

教員は教育目標及び三つの方針を踏まえてシラバスを作成している。学生が卒業時点で身に付けるべき能力は履修要覧の「授業科目編成表」に明示され、「 Semester 別学修分類表」や「カリキュラムマップ」も作成している。

また、三つの方針を踏まえて、教育活動の PDCA サイクルを機能させるために、アセスメント・ポリシーを策定しており、3つのポリシーに則った教育成果の査定を行い、教育活動の改革・改善に努めている。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

本学の三つの方針を含め教育使命・目的をさらに周知するために、本学 HP「情報公開」に「教育研究上の目的・3つのポリシー等」として掲載し、学内外に表明している。AP については、「入学試験要項」及び「入試ガイド」に明記している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

特記事項なし

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

大学の使命や目的を實現し、社会の付託に応える内部質保証を担保するための自己点検・評価を学則第 3 条に規定し、計画的かつ継続的な取組みを主眼として組織的に進めている。内部質保証の取組みを恒常的に推進するために、内部質保証の

方針を掲げ、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織を自己点検・自己評価委員会とし、教育研究評議会、教育改革推進本部、短期大学部教授会・全学委員会が各役割を担っている。

(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。

「自己点検・自己評価委員会規程」第1条に基づき、常務理事を委員長として教学推進委員長である学長を中心に、自己点検・自己評価委員会を開催し、適切な自己点検・評価を定期的に行っている。

(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

自己点検・評価報告書は、短期大学基準協会が示す基準に準拠して、基準項目における自己判定をA～Dの4段階に分類し、現状、課題、行動計画の実施状況、改善状況を「自己点検・評価シート」にまとめ、本学HPの「情報公開」に公表している。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

自己点検・評価活動は、自己点検・自己評価委員会が中心となり、報告書の作成及び検証を行うとともに、各学科の教員と事務局職員が連携して、令和2(2020)年度の事業計画及び学科重点施策の作成、検証、報告を行っており、全教職員が関与している。また、令和2(2020)年度は、内部質保証を円滑に推進するために専門部会を立ち上げ、令和元(2019)年度自己点検・評価シート(大学版)の検証を行い、自己点検・自己評価委員会に対して提言を行った。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れる取り組みとして、令和元(2019)年6月に、自治体、教育委員会、学校・園、企業などから外部有識者を招き、本学に対する評価・助言を得るための「外部評価」を実施し、より客観的な視点を取り入れた自己点検・評価を行った。この外部評価では、学生から授業、学生支援、就職支援等の観点別評価項目に対しても意見を求めており、外部評価で得られた貴重な意見は、本学HPでも公表し、教育研究活動、地域貢献等の改善・向上に役立てている。

(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

自己点検・評価の結果はもとより、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画(重点施策)を踏まえた大学運営の改革・改善に活用するようにしている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。

- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

本学では、DP、CP、AP の三つのポリシーに基づき、機関レベル（短期大学）・教育課程レベル（学科・専攻課程）・科目レベル（授業科目）の 3 段階で、学習成果を焦点とするアセスメント・ポリシーを定めて査定する手法を有している。

その具体的な手法は、学修ポートフォリオ、学位授与状況、単位取得状況、成績分布状況、就職率、専門領域での就職率、免許・資格の取得状況、国家試験の合格状況、PROG テスト、学生動態調査、卒業生就職先アンケート、卒業生アンケート、外部評価結果である。なお、アセスメント・ポリシーを用いて評価を行う前提として、学生は、各学期の所定の時期に学修ポートフォリオに記入するとともに、担任教員との振り返り（面談）を通して三つの方針の自身の達成状況と課題について省察を行う。

学習成果の評価にあたっては、学修内容の修得としての「学び」と『和の精神』をもち、社会で活躍できる人間への「育ち」という 2 つの観点から行う。何が身についたかを可視化していくことで、2 年間の学びと育ちを自他ともに実感できることを目指す。

- 1) 最終的に試験やレポートによって直接評価するだけではなく、学びの途中の評価として、ルーブリックによるパフォーマンス評価や真正の評価等を実施する。これは、教員と学生の双方がルーブリックの作成と評価を通じて、目標と評価の一体化を目指したものである。このような評価を取り入れることで学びと育ちの過程を学生自身が実感でき、主体性の育成にもつながることになる。
- 2) 学修ポートフォリオを用いて、個々の 2 年間の学修成果を蓄積して可視化し、それを担任教員・担当教員等とともに省察するポートフォリオ評価等を取り入れる。省察の過程を通して、自己研鑽の力を身につけながら、青年期の課題である『自分づくり』を行うことを目指す。
- 3) 入学時に PROG テスト等を実施し、その後にも実施することで短期大学部 2 年間で継続的に学修の成果を可視化し、客観的な自己評価を行っていく。このことにより、自身が目指す目標を明確にし、意欲を高めることにつなげる。

こうした成績評価方法を踏まえて、先に示したその他の手法による IR 情報を学科・専攻課程で共有・分析・検討し、教育改革推進本部や短期大学部教授会で審議するとともに、学生指導やカリキュラム改革等に活用している。

(2) 査定の手法を定期的に点検している。

教育改革推進本部会議（議長：学長）において、上記（１）に記載のアセスメント・ポリシーについて毎年度点検を実施し、査定の手法や運用方法等の見直しを行っているほか、査定のツールとして実施している各種調査（学生動態調査、授業評価アンケート、卒業生アンケート、卒業生就職先アンケート）の調査事項等についても同様に毎年度点検を行い、課題を反映させた調査内容に見直すなど改善に努めている。

（３）教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

教育の向上・充実については、授業科目レベル（授業評価アンケート）、教育課程レベル（学科会議・専攻会議・教務委員会・FD委員会等）、機関レベル（短期大学部教授会、教育改革推進本部会議）ごとに PDCA サイクルを十分に機能させている。授業科目や機関レベルにおける取組は以下のとおりである。

１）授業科目レベルの PDCA

【P】シラバスの作成。シラバスには、授業の目的及び内容、授業の到達目標、DPとの関連性、事前・事後学習、評価方法・基準、フィードバック方法などを明示。また、シラバスの第三者チェックを実施。

【D】シラバスを学生に周知し、各教員はシラバスに則って授業を実施。

【C】授業評価アンケートを実施。アンケート結果を教員にフィードバックし、学修ポートフォリオの確認から得られた課題や問題を踏まえ、授業内容や指導方法などについて検証のうえ、改善方策を立案。

【A】授業の改善を行うとともに、全学の合同研修会やFD委員会において、各授業に共通する問題や授業実践の好事例を共有し、全体的な改善活動を展開。

２）教育課程レベルの PDCA

【P】学科会議・専攻会議において、前年度内に新年度における教育課程の編成案を作成し、全学の教務委員会、教育研究評議会において決定。

【D】決定された教育課程を実行。

【C】学修ポートフォリオによる学修成果の確認とともに、卒業生アンケートや卒業生就職先アンケートにより教育課程に即した学修成果が創出されているかを検証し、改善方策を立案。

各学科・専攻・コース及び各委員会は、当該年度の活動や結果について検証を行うとともに、年度末に「教育・委員会活動報告書」を提出する。そして、内部質保証委員会で精査を行い教授会で報告する。

【A】教育課程の改善案について学科会議・専攻会議において審議し、次年度の教育課程に反映。

（４）学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

本学では、学校教育法をはじめ、私立学校法、短期大学設置基準等の関係法令の変更を確認し、自己点検・評価委員会、教育研究評議会はもとより、学園理事会に

て学則及び諸規程の制定、改正を行い、法令を遵守している。令和 2 年度は、監事監査、内部監査及び情報公開に関する学園諸規程を整備した。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価のための規程・組織が整備され、日常的、定期的な点検・評価を行っている。また、本学の教員は、教員活動評価を通じて不断に自己を研鑽し、教育その他の諸活動の質の向上に努めている。

また、自己点検・評価によって、教育内容・教育手法が適切であるか定期的点検を行い、見直しを実施し、必要に応じて新規の手法を取り入れ、教育の改善を継続的に行っている。本学の教職員の法令遵守の意識は高く、関係法令や学内規則の理解に努め、問題のない状態を保っている。今後も継続して更なる教育の質保証に取り組んでいく。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

本学の内部質保証の体制及び教育の質保証の体制は整備できているが、教育の質保証の査定方法として運用しているアセスメント・ポリシーについての各手法の妥当性の検証が必要である。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神・学園訓を学生に教授する方法として、前述の「和の精神 I・II」等の実践行等があるが、当然、各学科・専攻課程の専門教育科目を通して実現が図られなければならない。学生に向き合う各学科・専攻課程の教員自身が建学の精神を自覚し、教育の基礎に据えられるよう恒常的に理解を促す機会として、「和の精神 I・II」の授業に全教員が出席することにより建学の精神の浸透を図っている。

また、「和の精神」を学ぶ意義について、学修ポートフォリオをツールとして用いて、全学生が在学 2 年間を通して学園訓を実践して理解を深めている。

保育科では「保育実践演習 I～IV」、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では「ライフデザインゼミナール I～IV」、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻では「ライフケア演習 I～IV」等の科目を開講している。その教育内容は「和の精神 I・II」と連動して建学の精神に関する理解を深める授業を盛り込んでいる。また、「和の精神 I・II」については、今後も教員の積極的な参加・協力を各学科・専攻課程の宗教委員を通して呼びかけている。

【前回の記述内容：行動計画】

建学の精神・学園訓を学生に教え伝える方法として、「仏教 I・II」（礼拝）等の実践行等があるが、当然、各学科・専攻の専門教育科目を通して実現が図られなければな

らない。学生に向き合う各学科・専攻の教員自身が建学の精神を自覚し、教育の基礎に据えられるよう恒常的に理解を促す機会が必要である。保育科では「保育実践演習」、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では「ライフデザインゼミナール」、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻では「ライフケア演習」等の初年次科目を開講している。その教育内容は「仏教Ⅰ・Ⅱ」と連動して建学の精神に関する理解を深める授業を盛り込んでいる。また、礼拝については、今後も教員の積極的な参加・協力を、各学科・専攻の宗教委員を通して呼びかけていく。

【行動計画の実施状況】

平成29年度に短期大学部創立60周年を迎えたが、この時、併設大学と共通の「中期計画ビジョン」を策定し、建学の精神及び学園訓をはじめ、本学の教育使命、三つの方針等を総合的な体系化した。この計画は、「教員」「事務職員」「学生」協同の全学的な取り組みの中で推進されており、「揺るぎない心」をコンセプトとして、建学の精神は学内外に伝わりやすい形で広く賛同を得ている。また、中期計画の実施結果の検証等により「四天王寺大学第二期総合計画ビジョン」の策定に取り組んだ。加えて、基礎教育科目である「仏教Ⅰ・Ⅱ」を「和の精神Ⅰ・Ⅱ」に名称変更した。これは、学園訓を中心とした「和の精神」を体得する内容を組み込み、建学の精神を前面に打ち出し、社会で活躍する有為な人材育成を主眼としており、全教員が建学の精神を自覚する重要な機会となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 令和元年度からは、「学園訓」を体現し、実践できる人材を育成することを目指して、これまでの「仏教Ⅰ・Ⅱ」の授業科目名を「和の精神Ⅰ・Ⅱ」と改め、その内容の充実と建学の精神の涵養を図るよう取り組んでいるところである。その取り組みは学内外に各種印刷物（こころえ手帳、ウパーヤ、エピソード集）やHPに明記しており、引き続き配信していく。

今後も「和の精神Ⅰ・Ⅱ」の授業では、仏教文化研究所研究員による仏教関係の講話を主軸にし、その本質の部分を大切にしながら、聖徳太子が帰依された仏教に基づく「和の精神」を核として学べるよう、さらなる授業の充実と工夫に努めていく。

2. アセスメント・ポリシーに基づき三つの方針の評価をはじめて実施したが、今後はこの取り組みを継続的に行いながらアセスメント結果の積み上げ、より高次の教育の質保証を実現していくために、個々のアセスメント手法について検証を行い、教育成果を評価するための客観的な判断基準を構築することに努めていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、DP と略記）は、基準Ⅰ-B-2 で示したとおり、それぞれの学習成果に対応している。本学では建学の精神に基づいて、DP を掲げ、各学科・専攻の所定の教育課程を修め、学修成果に示した資質と能力を持つ者に短期大学士の学位を授与している。

卒業要件、成績評価の基準、資格取得要件については、四天王寺大学短期大学部学則に定められている。

卒業要件は、学則第5章第15条に明記されている。卒業要件は、保育科は、基礎教育科目 6 単位、共通教育科目 10 単位、専門教育科目 46 単位で 62 単位以上を修得しなければならない。生活ナビゲーション科は、基礎教育科目 6 単位、共通教育科目 10 単位、専門教育科目 46 単位で 62 単位以上を修得しなければならない。ただし、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻において介護福祉士試験受験資格を取得する場合は、基礎教育科目 6 単位、共通教育科目 4 単位、専門教育科目 84 単位を修得しなければならない。

成績評価の基準については、学則第5章第20条(試験等の評価)に明記されている。資格取得要件については、学則第5章第16条(教員免許状)、第17条(その他の資格)にそれぞれ定めている。

学則については本学 HP で公開し、学生に配布された「2021 Campus Diary」にも QR コードで掲載している。また、履修要覧には学則を踏まえた内容として DP、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を示し、全学生に周知している。

- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

下記に示したとおり、各学科・専攻の DP は、全学科、専攻共通の方針として、慈愛の心・利他の精神を軸とし、グローバルに活躍することも明記しており、社会

的・国際的に通用性があるものとなっている。

〈保育科〉

保育科は、聖徳太子の仏教精神をもとにした仏教保育の理念と方法を体得し、人間性豊かで慈愛に満ち、受容性と共感性に富む保育実践力の基本を身につけた保育者養成を目的とします。グローバルな視点が必要な現代社会における保育者の役割を自覚し、仏教保育の理念を理解したうえで、子どもや保育に関する基礎的・基本的な知識の理解と、適切な思考・判断・技術に基づいた保育実践力を身につけることを目指します。

〈生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では、建学の理念である聖徳太子の仏教精神とそれに基づく学園訓の見地より誠実・礼儀・健康を心に留め、豊かな教養と実務的な専門性を備えた、グローバルに活躍できるビジネスパーソンを育成することを目的とします。

〈生活ナビゲーション学科ライフケア専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、質の高い介護福祉サービスを提供できる介護福祉士の養成を基本とし、実社会で求められる社会人基礎力を育みます。あわせて、その目的の達成に向けて何事にも主体的に取り組むことができる人材の養成を目的とします。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

大学に合わせて4年に一度、卒業認定・学位授与の方針を点検することにより、カリキュラムの見直しを行っている。必要であればカリキュラム変更を行い、時代に対応した人材を輩出できる仕組みを整えている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
卒業認定・学位授与の方針に沿った形で、学科・専攻課程の教育課程を編成している。具体的には、DPに掲げる『和の精神』をもち、社会で活躍できる人間の育成を目的として、学科共通に基礎教育科目及び共通教育科目を、各学科において専門教育科目を体系的に編成している。

(2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

学科・専攻課程の教育課程は短期大学設置基準及びCPに沿った形で体系的に編成している。CPに示した各学科・専攻課程の編成、教育内容は以下のとおりである。

<保育科>

保育科は、幼稚園教諭2種免許状および保育士資格の取得を基本的な考えとしている。「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」を中心に、保育の本質を捉え、仏教保育の理念に基づいた子ども観や保育観を基礎とした専門的な実践力を身につけることができるように、系統的に分類した6つの科目群について、基礎・基本から応用・発展へ、また、確実な知識・技術の修得から課題解決力を培う探求型の学修態度の育成へと、確実に保育実践力を自ら身につけていくことができるように、各専門科目を年次配置している。

- 1) 保育の本質や意義、保育制度や歴史、保育者の役割に関する科目群には、「保育者論」「保育原理」「教育原論」「社会福祉」などの科目を配置。
- 2) 心理学に基づいた子どもの発達や家庭支援の基礎理論に関する科目群には「保育の心理学Ⅰ」「子どもの保健」「子ども家庭支援論」「在宅保育」などの科目を配置。
- 3) 保育内容（領域別の理論と実践）・方法に関する科目群には、「幼児教育課程総論」「保育内容総論」「子育て支援」などの科目を配置。
- 4) 保育に必要な表現技術・基礎技能を身につけるための科目群には、「音楽Ⅰ～Ⅳ」「図画工作Ⅰ～Ⅱ」「小児体育Ⅰ～Ⅱ」などの科目を配置。
- 5) 学外実習での課題解決に関する科目群には、事前・事後指導を含む学外実習などの科目を配置。
- 6) 仏教精神を核に、慈愛に満ち、現代の保育課題に対応できる保育者を育てるた

めの本学独自の科目群には、「仏教保育論」「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」「保育探究演習」などの科目を配置。

〈生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻は、教育課程の編成と実施については建学の理念の土壌に育つ樹木とその実りをイメージしている。これまでに育まれた人間性と基本的な生活習慣、基礎学力、社会人基礎力を基に、「ライフデザインゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「キャリアの基礎Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザイン」「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」を幹に、枝になる実をイメージして、専門科目の『ビジネス』『情報』『フード』『ファッション』『インテリア』『健康・ビューティ』『ブライダル』『観光』の8つのフィールドを配している。各科目は、知識を理論的に学び、それらを実践的な演習・実習により定着させ、さらに学びの集大成として各種資格を取得できるように開講している。

- 1) 社会で働く心構えを始めとして、さまざまなビジネス環境で求められる仕事の基本を学び、医療事務の知識や良好な人間関係を築く方法なども学ぶために、ビジネスフィールドの科目群を配置。
- 2) 社会に出て必要とされる ICT・IOT などについての知識を深め、技能を身につけ、情報リテラシーを学び、必要な情報を的確に集め、整理し、活用する力を養うために、情報フィールドの科目群を配置。
- 3) 食品の栄養や調理法、食空間の演出、行事食を通じた食文化などについて学び、更に実習で料理や製菓の楽しさを知り、技術を身につけ、健康を支える食生活を実践する力を養うために、フードフィールドの科目群を配置。
- 4) 素材やデザインについて学び、健康で快適な衣服の知識を身につけ、個性を表現するための感性を養い、パターン製図やソーイングなど基本的な技術を学ぶためにファッションフィールドの科目群を配置。
- 5) 生活の中にある雑貨や家具などのインテリアについて学び、空間をイメージしデザインする力を養い色彩についての基礎的知識を身につけ、コーディネートする技術を学ぶためにインテリアフィールドの科目群を配置。
- 6) 肌や爪の生理学を学び、メイクやネイルの技術を身につけ健康で美しい身体を作るための知識と技術を実習・演習を通し学ぶために、健康・ビューティフィールドの科目群を配置。
- 7) 婚礼の歴史や慣習などについて学び、プランニングや司会法などブライダル業界に必要なスキルを身につけ、ブライダルフラワーの技術を学ぶために、ブライダルフィールドの科目群を配置。
- 8) 基本的な英語力を身につけ、異文化について学び、茶道・華道を通して、日本の伝統文化について理解を深め学ぶために、観光フィールドの科目群を配置。

〈生活ナビゲーション学科ライフケア専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、介護福祉士国家試験受験資格の取得

を基本として編成している。さらに介護の本質を理解し、対象の身体的、精神心理的、社会的側面から総合的にアプローチできる実践力および社会人力の修得を目指している。これを達成するために、次の4領域を設定するとともに、人間性豊かな人材を育成するため総合的に幅広く介護実践の専門分野を理解し深め、介護を学ぶための人材育成する科目として「ライフケア演習Ⅰ～Ⅳ」を配置している。

- 1) 『人間と社会』の領域では、人間の尊厳と自立、コミュニケーションの基礎を学び人間理解を深め、介護保険制度、障害者総合支援制度、また社会を理解するために「ケアの本質」、「現代社会と福祉Ⅰ・Ⅱ」等の専門科目、「仏教概説」「現代社会と人権」の基礎教育科目「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」「レクリエーション論」の共通教育科目を配置。
- 2) 『介護』の領域では、介護の基本を学び、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程の展開と、学外での介護実習によって介護を総合的に理解し、かつ実践力を修得するために「介護福祉論」「コミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ」「日常生活援助技術Ⅰ・Ⅱ」さらに、「介護過程総論及び各論」「介護実習指導」「事例研究」等の科目を配置。
- 3) 『こころとからだ』の領域では、介護を必要とする対象のこころとからだのしくみ、高齢者・認知症の介護を学ぶために「身体の構造と機能の理解」「医学概論（老年）」「高齢者の日常生活」また、「医学概論（認知症）」「認知症の介護と支援」等の科目を配置。
- 4) 『医療的ケア』の領域では、医療的ケアを必要とする対象の身体的、精神心理的、社会的側面について理解し、喀痰吸引・経管栄養の基本的な手技を習得する。
- 5) 上記4領域を超えて総合的に幅広く介護実践の専門分野について履修するために、「ライフケア演習Ⅰ～Ⅳ」を配置。

各学期に履修できる単位数の上限については、各科目のシラバスで「授業時間外に必要な学習」を明示するとともに、保育士、介護福祉士養成課程を除き、履修上限を設けることで単位の実質化を図っている。具体的には、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻を対象として各学期の履修上限単位数を30単位としている。また、短期大学設置基準等に則り各科目の成績評価基準を明示している。

シラバスには、授業題目・概要・到達目標・授業計画・学外活動予定・目標達成のための授業方法・履修上の注意事項・授業時間外に必要な学習・授業形態（講義、演習、実習、発表、対話、討論、双方向授業）・使用するテキスト、参考図書・成績評価の方法（試験やレポート、小テストなど、どのような基準で評価が決まるのか）・実習材料費等・アクティブラーニングを行っているか、また、その詳細・ICTの活用状況・ルーブリックを採用しているか・15回全て外国語のみで授業を行っているか・実務経験のある教員による授業内容といった全16項目を設定し、学生が各授業内容を理解できるよう運用している。なお、本学は、通信による教育を行う学科・専攻課程を有していない。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

併設大学と併せて4年に一度、教育課程の見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養教育の内容として、本学での学修や現代社会で求められる総合的な知識・技能を修得する「共通教育科目」を配置している。

「共通教育科目」は学問の対象や性格によって、「学びの基礎」「こころと思想」「社会と文化」「情報と自然科学」「健康と福祉」「英語」「キャリア教育」の7つの科目群に分類している。各科目群の内容は以下のとおりである。

「学びの基礎」は、短期大学部での学びや生活に必要なスキルを育成するとともに、専門的な学びへのなめらかな導入を図る。

「こころと思想」は建学の精神である聖徳太子の仏教精神をさらに深めるとともに、心の問題や思想について学び、自らの生き方を振り返る一助とする。

「社会と文化」は「こころと思想」の学びをもとに法や政治という社会システム等について学ぶことで社会の一員としての意識を高める。

「情報と自然科学」はICT活用能力を高めるとともに、自然科学の観点から生命や社会について考える素地を養成する。

「健康と福祉」は心身の健康に対する意識を高めるとともに利他の精神に基づく福祉の考えを学ぶ。

「英語」は1年生時に受講し、基礎から応用まで段階を踏まえてコミュニケーション技能を身につけ、高める。

「キャリア教育」は卒業後の社会生活を視野に入れて、キャリア意識や社会人に必要な幅広い知識・技能を段階的に身につける。さらに、入学から卒業までを見通したキャリアデザインを構想するための支援をおこなう。

実施体制としては、「学びの基礎」3科目、「こころと思想」7科目、「社会と文化」6科目、「情報と自然科学」7科目、「健康と福祉」10科目、「英語」2科目、「キャリア教育」3科目を開設しており、保育科は10単位、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻は10単位、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、介護福祉士国家試験受験資格を取得する場合は、4単位、取得しない場合は10単位の修得を卒業要件とし、各科目において知見の深い教員を配置している。

なお、共通教育科目には、7つの科目群に加えて、指定された資格・検定について、

本学で定められた基準以上の成績を修めた場合に、単位を認定する「知識・技能研究Ⅰ・Ⅱ」と海外インターンシップや語学研修における単位認定を可能とする「海外実地研修」「海外語学研修Ⅰ～Ⅲ」も開設している。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

教養科目と専門科目との関連性については、カリキュラムマップで明らかなように、各学科・専攻の定める学習成果はいずれも共通教育科目、専門教育科目双方の履修で獲得できる。また、共通教育科目は一部学科の専門教育科目への基礎的な科目として位置づけられ開設されている。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

共通教育科目については、すべての科目で学期ごとに実施される授業アンケート等の結果から効果を測定し、FD委員会等において改善を行っている。また、本年度は基礎教育ワーキンググループ及びICT教育ワーキンググループを立ち上げ、授業内容の見直しを進めており、本学では、教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいると言える。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

- (1) **学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。**

本学では、短期大学設置基準に則り、学則第2条で「職業または实际生活において必要とされる能力を授け」と定め、この目的を踏まえて、各学科・専攻で職業教育の実施体制を敷いている。

保育科では、幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格の取得するための課程を持ち、所属する学生は、これらの資格を取得することを基本としている。

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、質の高い介護福祉サービスを提供できる介護福祉士の養成する課程を持ち、所属する学生は、介護福祉士国家試験受験資格を取得することを基本としている。

生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では、「ビジネス」「情報」「フード」「ファッション」「インテリア」「健康・ビューティ」「ブライダル」「観光」の8つのフィールドを設け、学期ごとに学生が自らの興味・関心により科目を選択し、見直しながら学修する体制を整えている。同じフィールドを選択することで学びを

深めることや、フィールドを変更し学びの幅を広げることなど、より自分にあったプランで学修することができる。各フィールドの中には、簿記能力、秘書技能検定、医療秘書技能検定、検定、色彩検定、ファッションビジネス能力検定、アソシエイトブライダルコーディネーター認定、建築 CAD 検定等の資格検定対策のための科目も配置しており、職業教育を担っている。

各学科・専攻の専門教育は職業教育と有機的に関連し、専門職への高い就職率に結びついている。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

本学では、各学科・専攻と就職課、エクステンションセンターが連携を図り、就職状況や各種資格取得率を検証する他、各学科・専攻の教員代表で構成するキャリア委員会を中心に、職業教育は絶えず検討されている。また、職業教育の効果を学生動態調査や就職内定率、卒業生アンケート結果などで測定・評価し、改革改善に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

入学者受入れの方針（AP）は、高校生に理解しやすい表現に配慮して、学科・専攻が求める資質、能力、目的意識を示し、本学での学修成果に対応している。

(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

本学の AP は、入試ガイド、入学試験要項及び本学 HP に掲載されている。

(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

AP は、各学科・専攻での学習成果に対応する基本的な要素であり、入学前の学習成果の把握、評価を明確に示す内容となっている。各学科・専攻の AP は、次のとおりである。

〈保育科〉

- 1) 保育や子どもに対する学びへの興味・関心が高く、慈愛に満ち、将来、保育者（幼稚園教諭・保育士・保育教諭）となる意志が明確なこと
〔求める要素：関心・意欲・態度、表現力、主体性・多様性・協働性〕
- 2) 将来、保育現場で、子どもの援助だけではなく、子育て支援等における保護者への支援の基礎となるコミュニケーション能力や自己表現力を、仲間と協調して高めようとする姿勢のあること
〔求める要素：関心・意欲・態度、表現力、主体性・多様性・協働性〕
- 3) 保育現場で要求される保育技術、特にピアノ演奏についての能力の獲得意欲のあること
〔求める要素：関心・意欲・態度、知識・技能、表現力、主体性・多様性・協働性〕
- 4) 高校生活全般を通して自分の知的好奇心を育てながら、高等学校で学ぶ基礎学力（特に国語）および音楽に対する基本的な知識を身につけていること
〔求める要素：関心・意欲・態度、知識・技能、主体性・多様性・協働性〕

〈生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻〉

- 1) 豊かな教養と専門性を備え、将来グローバルに活躍できるビジネスパーソンになることをめざすこと
〔求める要素：思考力・判断力、表現力〕
- 2) 自らのライフプランとキャリアプランを描くため、自分の将来像や仕事のイメージ創り、適職探しに興味を持つこと
〔求める要素：主体性・多様性・協働性〕
- 3) 仕事に必要なビジネス関連知識を修得し、各種資格取得をめざすこと
〔求める要素：知識・技能〕
- 4) コミュニケーション能力を高め、物事に積極的にチャレンジする熱意のあること
〔求める要素：関心・意欲・態度〕
- 5) 高等学校等で学ぶ、基礎的な国語力と情報処理能力を身につけていること
〔求める要素：知識・技能〕

〈生活ナビゲーション学科ライフケア専攻〉

- 1) 社会の出来事に興味を持ち、人と関わるのが好きなこと
〔求める要素：関心・意欲・態度〕
- 3) 高等学校等までの国語（読む・書く・聞く・理解する）を中心とした基礎学力

を持っていること

[求める要素：知識・技能、思考力・判断力、表現力]

3) ボランティア・部活動や学校行事に仲間と共にながらばれること

[求める要素：主体性・多様性・協働性]

4) 食べる、睡眠をとるといような基本的な生活習慣の大切さを自覚し自己の健康管理に関心を持っていること

[求める要素：主体性]

5) 自ら進んで挨拶し、人の話に耳を傾け、コミュニケーションがとれること

[求める要素：意欲・態度]

(4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜等、多様な入学者選抜方法は AP に対応している。AP では、本学の専門分野を学ぶための基礎学力をはじめ、それぞれの分野への強い関心・目的意識や豊かな人間性を求めており、いわゆるペーパーテストだけに依らない多様な入試制度と選抜基準により本学が求める学生像に合致する入学者選抜を行っている。AP に沿った学部の入学者選抜については、「四天王寺大学短期大学部学則」に基づいて、募集要項が策定され、入試判定委員会にて決定している。

各入学者選抜方法における評価項目は以下の通りである。

入試区分		入学者選抜方法	関心 意欲 態度	知識 技能	思考力 判断力	表現力	主体性 多様性 協働性
総合型選抜	オープンキャンパス参加型	「小レポート」「個人面談」 「調査書」	○			○	○
	自由表現（特技）型	「プレゼンテーション」 「個人面談」	○	○		○	○
	オンライン型	「個人面談」「志望理由書」 「調査書」	○			○	○
	自由応募型	「個人面談」「志望理由書」 「調査書」	○			○	○
	特別活動型	「個人面談」「エントリーシート」 「調査書」	○	○		○	○
学校推薦型 選抜	基礎	「教科」「調査書」	○	○			○
	同窓入試	「個人面談」「志望理由書」 「調査書」	○			○	○
	自校・指定校	「集団面談」「調査書」	○			○	○
	高大連携型	「小レポート」「個人面談」 「調査書」	○			○	○
一般選抜	一般	「教科」	○	○			
	大学入試共通テスト 利用 I 期	「教科」	○	○			
社会人入試		「小論文」「個人面談」 「書類審査」	○		○	○	○
帰国生徒入試		「教科」「個人面談」 「書類審査」	○	○		○	○

- ◆「志望理由書」：関心・意欲・態度、協働性
- ◆「エントリーシート」：関心・意欲・態度、知識・技能、協働性、
- ◆「調査書」：関心・意欲・態度、協働性
- ◆「書類審査」：関心・意欲・態度、協働性
- ◆「小論文」：思考力・判断力、表現力
- ◆「小レポート」：表現力
- ◆「プレゼンテーション」：技能、表現力、主体性、多様性
- ◆「個人面談」：主体性・多様性、表現力
- ◆「集団面談」：主体性・多様性、表現力
- ◆「教科」：知識
- ◆「基礎教科目の履修および授戒への参加」：関心・意欲・態度

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

高大接続の観点から総合型選抜における入学者選抜試験において、基礎的な知識および技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度などが備わっているか否かについて面接や調査書を活用しながら判断・評価しており、これらを判断するルーブリックを作成・活用するなど、多様な入学者選抜について、それぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。さらに、令和 2（2020）年までに締結した高大連携校 33 校を対象とした学校推薦型選抜（高大連携型）を令和 2（2021）年度入試より実施している。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料等入学に必要な経費については、入学試験要項や本学 HP に明示している。

(7) アドミッション・オフィス等を整備している。

入試・広報部がアドミッション・オフィスとして機能している。

(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

受験の問い合わせについては、入試・広報部が対応している。

(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

AP を含めた本学の入学者受入れの態勢や取り組み、入試制度については、教職員や参事による学生募集活動（定期的な高校訪問や高校内ガイダンス、電話連絡等）を通じ、高等学校関係者の意見を聴取しており、定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

(1) 学習成果に具体性がある。

DPに基づき、科目ごとに「学生が身に付けるべき能力」を設定している。さらに、重点が置かれている項目に「○」印、特に重点が置かれている項目に「◎」印をつけて、学習成果に具体性をもたせている。また、各科目のシラバスでも「到達目標」を記載し、学生に学習成果をより明確な形で公開している。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

CPで学びの分野を具体的に分類し、明示している。さらに学習分類表でそれぞれの分野に対応する科目と、その科目が2年間のうちどの学期に配置されているかわかるように記載し、学生が教育課程の構造を視覚的に理解できるようになっている。

(3) 学習成果は測定可能である。

教育課程における学習成果は、アセスメント・ポリシーを基にして担当教員により評価される。評価された学習成果は、成績分布表や授業評価アンケート、PROGテストなどに多角的に測定できる。入学時にPROGテスト等を実施し、その後も実施することで、短期大学部2年間で継続的に学修の成果を可視化し社会人基礎力が身に付いたかを測っている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みとして、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の学習成果の集積（ポートフォリオ）、などを以下のとおり活用している。

① GPA 分布

令和 2（2020）年度の年度 GPA を学科・専攻ごとに本学 HP に公開している。また、学期 GPA の数値の分布状況は、教務委員会で各学科・専攻の教員に周知し、学生指導に役立てている。

② 単位取得率

各学期終了後に保護者へ成績表を送付する際に、所属する学科・専攻の単位修得状況の分布表も併せて送付し学科・専攻における位置付けを知らせている。この学科・専攻の単位修得状況の分布表は本学 HP にも公開するとともに、教務委員会で各学科・専攻の教員に周知し、学生指導に役立てている。

③ 学位取得率

平成 26(2014)年度から令和 2(2020)年度までの過去 7 年間の学位取得状況や令和元年度の学位取得率を HP に公開し自己点検・評価に活用している。

④ 資格試験や国家試験の合格率

国家試験においては、介護福祉士国家試験（生活ナビゲーション学科ライフケア専攻）の受験者数、受験資格保持率、合格者数、合格率を算出し、本学 HP に公開し、自己点検・評価に活用している。

⑤ 学生の学習成果の集積（ポートフォリオ）

学内ウェブポータルシステム（IBU.net）により、各学生の成績、基礎学力、和の精神の学修成績、学修目標（全学年）、資格試験、面談記録等を「学修成果可視化」として設定し、教職員がこれらを確認している。また、建学の精神に則した学園訓の実践エピソードを学生に募り、和の精神プロジェクト委員会で選考の上、エピソード集「ここに、学びを。STORIES 2020」を作成し、本学 HP に公開している。本学の特色である和の精神（学園訓の実践）を学内外へ発信し、活用している。令和元（2019）年度からは、IBU.net 上で学園訓の実践エピソードが入力できるよう項目を立て、2 年間での伸長を学生が把握できるようレーダーチャートを用いて可視化している。

(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

本学では、全入学生に対し、高校時代の学習経験や本学入学に至るまでの意識等に関して調査・分析するために「新入生アンケート」を実施している。従来は入学時の 4 月に実施していたが、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により前期授業終了後の 7～8 月に実施し、遠隔授業に関する設問等を追加した。また、全在生学生に対し「学生動態調査」を 10 月～11 月に実施し、学修行動や満足度、DP に基づく学修成果等に関する調査を行い、学生の学修時間、満足度、

学修に対する意欲の調査結果を本学 HP 上に公表している。

「新入生アンケート」・「学生動態調査」については、教育改革推進本部において前年度の設定内容を見直し、調査を行った。分析結果は、各学科・専攻および各部署等にデータ提供し、本学における教育の質の向上に活用している。

就職率については、学科・専攻ごとの就職率が、定期的にキャリアセンターより大学運営会議及びキャリア委員会を通じて、各教員に提供され、学生の就職支援に活用している。また、退学率や除籍率について、学生支援センターにより分析され、退学者対策の検討資料として各教員に提供されている。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

本学の学習成果の評価方法は各科目のシラバスに定め、評価を行っている。成績評価は、「単位の修得および試験に関する規程」第 12 条に則り、秀・優・良・可・不合格の 5 段階評価とし、教育上妥当と認めるときは、同規程第 34 条に則り単位認定を行っている。これらの評価は、各学期終了後に保護者宛に成績表を郵送しており、単位修得状況や累積 GPA、年度 GPA、学期 GPA を記載し、学生の修学サポートの一助となっている。学生には、IBU.net 上で成績を公開している。

各学期末には、学生による授業評価アンケートを全科目で実施している。授業アンケート結果と科目担当教員の授業改善コメントは、ファイルとしてまとめて図書館で学生が閲覧できるよう公開している。また、授業アンケート結果は本学 HP にも公開している。授業アンケートには、学生自身が学習に取り組む姿勢等を振り返る質問項目を設けており、学生・教員双方に対して当該科目に対する評価のデータとして位置付けられている。

その他に保育科では、入学前に CASEC を受験するように指導し、受験結果から英語主任が英語のクラス分け（4 クラス）を行っている。また、CASEC の受験率を向上させるため、CASEC の受験と英語の成績評価の一部を紐づけている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

令和 2 (2020) 年 3 月に卒業した就職先（民間企業、福祉施設、公務員、幼稚園・保育園など）に、本学の教育目標達成状況確認のための調査を実施している。聴取した結果をキャリア委員会で公表し、次年度の各学科教員による「キャリア支援計画」の策定の参考にするとともに、キャリア・就職支援行事の内容検討に反映している。

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

卒業生の進路先からの評価を聴取して、キャリア支援科目や専門教育科目等の改善すべき点を把握し、教育方法等、シラバス変更し、改善に向けて取り組んでいる。さらに効果的な評価方法、データの分析を踏まえ、継続的な教育課程の再編成に取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

特記事項なし

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

学生の基礎力の向上と、情報教育の見直し及び教育における ICT 活用について本学の状況や学生の特性をもとにこれらの教育の改善を図るべく、基礎教育ワーキンググループ、ICT 教育等ワーキンググループという教員、職員で構成する 2 つのグループを 7 月に組織した。両グループで検討した教育改善の具体的方策をもとに令和 3 (2021) 年度の授業や教育の改善を行っていく。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況进行评估している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

シラバスには成績評価の方法について定期試験、レポート、提出物等、それぞれの評価比率を記載し、明確な指針に従い、学習成果の獲得状況を評価している。

学習成果の獲得状況は、GPA や修得単位数等で各担任教員を中心として学科・専攻で適切に把握している。

各学期末に学生に対して実施した授業評価アンケートを踏まえて、アンケート結果に対する科目担当教員の授業改善コメントを作成し、これをファイルとしてまとめて図書館で学生が閲覧できるようにしている。授業評価アンケート結果は、本学 HP でも公開している。

教務課で作成している「授業の運営について」を基に、教員は授業担当者間で統一シラバスの有無を確認しており、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

教員は、教育目標を具現化するために設定された各科目の到達目標の達成状況をシラバスの内容に基づいて把握・評価している。また、シラバスに記載されている学習成果に関して、学生に対して「授業評価アンケート」を実施し、科目の到達目標の達成状況を把握する参考としている。

教員または担任の役割として、学生に履修及び卒業に至る指導を行っており、「Canpus Diary」や「履修要覧」で履修に関する方法を周知している。

令和 2 (2020) 年度において新入生オリエンテーション開催は自粛していたが、担任教員による個別の履修指導を例年よりも時間をかけて実施した。また、オフィス・アワーを活用したり、必要に応じて適宜面談や電話で対応したりすることを通して担任教員は学生の履修状況を把握し、履修及び卒業に至る指導を個別に行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

教務課では、卒業へ向けての履修指導、免許・資格取得のためのガイダンスや申請手続き、単位修得などにかかわる諸規程の制定・改廃などを行うことにより教育環境の維持に努めている。また、教員・事務職員ともに FD・SD 研究を通じて、学生支援力を向上するよう努めている。

事務職員も教育研究評議会、大学運営会議、教育改革推進本部会議、各種委員会の構成員となっており教育目的・目標達成状況を教員とともに把握している。教務課では、履修ガイダンス、個別相談会、担任教員を通じての履修指導など、様々な支援を行っている。特に、令和 2 (2020) 年度はコロナ感染症防止対策の一環と

して、Zoom や電話、メールなどのツールを利用して支援を行った。各部署とも事務局連絡会を通じて情報共有を行っている。

学生の成績記録は、文書取扱規程に基づき、データもしくは紙面で、適切に保管されている。

(3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

本学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。図書館では、学生の学習向上のための支援として、入学生全員に対して入学時に「図書館ガイドブック」を配布し図書館利用の基本的な情報を伝えている。また教員からの依頼を受け、学生（特に新入生）および一部教員を対象に授業の一環として図書館ツアー（図書館内見学）、図書館ガイダンス（図書の検索方法や図書館の活用方法紹介等）、文献検索ガイダンス（データベースを利用した各種論文の閲覧・活用の方法紹介等）を在籍する司書職員を中心に実施し、図書館の利用促進活動を行うと共に学生が学習する際の図書館の各種サービス活用方法を伝えている（生活ナビゲーション学科参加）。加えて文献複写等の申込み方法を見直し、依頼がしやすいようにシステム変更を行い、利便性を高めた。

学生の利便性を向上させるため図書館地下 1 階閲覧室入口付近の展示方法を改め、「新着図書コーナー」「展示コーナー（各種企画図書を展示）」を設置し、学生に手に取ってもらいやすくするための工夫を行った。「展示コーナー」では、「新入生に読んで欲しい本」、「短大フェア」、「レポートの書き方に関する図書」などと題しての企画展示を行い、学生の学習向上のための手助けを行った。特に「短大フェア」については、短期大学部生に興味を持ってもらいやすくするため、短期大学部の各学科で取得できる資格や免許に関連する図書を展示した。図書館地下 1 階閲覧室は開講時の平日は 9:00～20:30 まで利用できる。

令和 2（2020）年度は、コロナ禍での対応として郵送による貸出しを行い、検索機能の OPAC を貸出し依頼に使用できるように改め、利便性を高めた。さらに、コロナ禍での対応として、データベース（聞蔵Ⅱビジュアル、CiNii、ジャパンナレッジ等）の充実を図るとともに、丸善 eBook や LibrariE で岩波文庫、新書等や多読英語の充実も図った。また今後増えると予想されるノートパソコン利用がしやすいようにコンセントを増設した。加えて大型ロビーチェアを増設し、学生がくつろいで読書できる環境を整えた。その横に「生き方文庫」と称して学生が今後の人生を考える際に参考になる図書を選書した展示書架を作成し、利用を勧めている。

図書館 1 階コンピュータ室では開講時の平日は 9:00～19:00、定期試験 1 か月前からは 9:00～20:00 まで利用でき教育目的の達成のため、コンピュータなどの IT 施設も適切に整備している。PC は 124 台が利用でき、DVD 等の視聴が出来るスペースを 8 ブース 16 席設置している。また、机付きの可動式イスを 36 台、ホワイトボード 8 台を設置し、様々な形態でのグループ学習が出来るようにした。図書館に附設する 2 つのラウンジでは主に学習に利用できるスペースと主に展示を行うスペースに分け、グループ学習や授業の成果の発表の場を提供している。

全専任教員の研究室にはデスクトップパソコンとプリンタを配置しており、授業教材の作成や成績管理、教職員間の連絡などに活用している。一般教室の教卓にも備付のパソコンが設置されており、授業教材などを、プロジェクタを使ってスクリーンに投影し授業を行っている。事務職員についても1人1台のパソコンが整備されており、様々な事務作業や連絡、情報収集に利用している。また、ペーパーレス化を推進するために教員では学長をはじめ短期大学部長、学科長、教学事務に携わる教員、各種専門部会の委員長、事務職員では局長をはじめ課長などにタブレットを支給し、会議での紙資料の配布を極力削減するよう努めている。

教員から学生への連絡や課題の配布・回収などは学内で運用している授業支援システムを通じて行われており、学生はパソコンを活用することで学修活動を行っている。令和2(2020)年度においては遠隔授業が広く実施されたことから、経済的に困難な状況に直面している学生に対して、ノートパソコンの無償貸与を行った。

教職員は情報メディア室が行っている講習会に参加することで、コンピュータの利用技術の向上を図っている。また、学内HPや授業支援システムを通じて必要な利用マニュアルが公開されており、適宜情報収集が可能となっている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供するために、本学では、入学予定者に対して入学前教育(プレエントランス・ガイダンス)を学内で実施している。プレエントランス・ガイダンスの中で、参加者に対して入学前教育(eラーニング)課題(別途、郵送)を案内するとともに、学科の学びについて説明を行っている。

本年度のプレントランス・ガイダンスは、入学後の大学生活の具体的なイメージを伝え、入学前の不安を軽減することを目的として、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、極力三蜜を避ける形態（対面で実施し、各教室に分散、間隔を空けて着座）で令和3(2021)年2月13日(土)に実施した。

ガイダンスの中身は、学科・専攻の特色を出す企画・内容で、学科・専攻における学修や大学生活全般、具体的な専門教育科目の履修方法や時間割作成等の説明を行った。

eラーニングは、令和2(2020)年11月下旬~令和3(2021)年3月下旬の間で実施した。eラーニングは、「パソコン」「スマートフォン」「タブレット」での受講が可能であり、今年度も入学予定者の学習量の確保と学習習慣の維持・継続や基礎学力の更なる強化を目的として、短大全学科の対象者に「国語、数学、理科、社会、英語」の5教科を受講させた。

なお、入学予定者に対して本学HP上に「入学予定者のみなさまへ」（入学者予定者専用ページ）を開設し、各学科・専攻からのお知らせ、課題等の情報を発信している。

(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

入学者に対しては、入学式直後より全学オリエンテーションを実施している。学習については、学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針を周知し、時間割・シラバスの見方、時間割の作成方法、履修登録の方法、教員免許・資格取得の方法、などを説明して学習意欲の向上、スムーズな大学生活への移行を図っている。

(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

入学者に対しては、全学オリエンテーションに加えて、学科・専攻別のオリエンテーションを実施しており、その中で学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

本学においては、「CAMPUS DIARY」を入学時に新入生に配布している。内容は、学年暦を始め、予定を書き込める年間スケジュール帳や、学生生活において困った時はどこに相談すればよいか、どうすればよいかを様々なシーンごとに紹介し、すぐに理解できる様にしている。また、QRコードを用いて、教室や各種規程等の詳細も閲覧できるようにしている。この他、学生相談室のリーフレット作成し、困ったときにはカウンセラーに相談できることを広く周知している。

(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

3号館2階のラーニング・コモンズにピアサポートセンターを設置している。ピアサポートセンターでは、授業開講期間中の火曜日と木曜日の週2回、英語および

国語のリメディアル教員を配置しており、授業で分からなかった内容の助言や、レポートの書き方などの指導を行っている。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制として、学生の履修指導を担当教員が行っている。全専任教員がオフィス・アワーを設定し、随時対応できる体制を整えている。また、学生はIBU.netを用いて、担任教員や科目担当教員に相談、質問ができるシステムを構築している。これらの方法により、本学では担任教員や科目担当教員への接触や相談を容易にする体制が整っている。

また、教務部では、学習上の悩みなどの相談窓口として対応に当たるほか、各学期初めに在学生向け履修個別相談会、各学期末に保護者向け履修個別相談会を実施し、学生や保護者からの個別の相談を受け付けている。

ピアサポートセンター内では、「学生による学生のための相談窓口」としてピアサポート活動を行っている。ピアサポートを行うピア学生（PIATA）に対して、担当教員が指導や助言を行うとともに、担当事務職員は、ピア学生と相談学生とのマッチングや予約調整等を行っている。

(7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

本学は、通信教育を開設していない。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援として、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻の学生で累積GPAが3.5以上ある場合は、履修単位上限が30単位から32単位に緩和される制度を設け学習の支援を行っている。

(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

現在、短期大学部全体では留学生の受入れおよび派遣を行っていない。ただし、保育科独自の取り組みとして、保育探究演習(多文化保育)の一環で、韓国の新丘大学との間で交流活動を行っている。令和2(2020)年度はコロナ禍の影響で渡航が困難なため、オンラインでの交流を実施した。

(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データとして各学科で次のようなものがあり、これらの指標を適宜用いて検証を行っている。

〈保育科〉

在学中のデータとして、単位取得状況、成績分布状況、学修ポートフォリオの記

載内容、授業アンケート、学生動態調査、PROG等、卒業時のデータとして、学位授与状況、就職率、専門領域での就職率、単位取得状況、成績分布状況、学修ポートフォリオの記載内容、学生動態調査、PROG等がある。

〈生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻〉

在学中のデータとして、単位取得状況、成績分布状況、資格取得状況、学修ポートフォリオの記載内容、学生動態調査、PROG等、卒業時のデータとして、学位授与状況、各種資格取得状況、単位取得状況、成績分布状況、就職率、専門領域での就職率、学修ポートフォリオの記載内容、PROG、学生動態調査等がある。

〈生活ナビゲーション学科ライフケア専攻〉

在学中のデータとして、単位取得状況、成績分布状況、学修ポートフォリオの記載内容、国家試験への取り組み、介護実習の取り組みと評価、「事例研究」における研究・発表及び報告書作成、学校行事等への協力・参加、PROG等、卒業時のデータとして、学位授与状況、介護福祉士国家試験合格率、専門教育科目の単位取得・成績状況、専門領域での就職率、他分野での就職率、学修ポートフォリオの記載内容、学生動態調査等がある。

このように、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて判断する仕組みを整備している。これらを踏まえて、2年間の各セメスターの所定の時期に担任教員が個々の学生の学習成果について面談を実施している。そして、これらの定期的な面談の結果と学年末、卒業時点等での結果を踏まえて、学科・専攻として学生の学習成果の獲得状況を分析するとともに、学習支援方策の点検を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、校友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

「学生支援規程」第2条「前二条の趣旨の具現化を図るために協議機関として学生支援委員会を設ける。」ならびに学生支援委員会規程第2条「委員会は、次の委員によって組織する。」同規程第2条第2号「(2) 学科長が学科・専攻所属の専任教職員就業規則に規定された教育職員、特別任用教員および有期・無期職員就業規則に規定された特別任用教員と協議の上、選任した学生支援委員」に基づき、各学科・専攻から選出された学生支援委員及び学生支援センター長と副センター長の教育職員課長等の事務職員からなる学生支援委員会を設け、学生組織・正課外活動、経済支援、健康支援、厚生補導や、その他の支援について毎月1回委員会議をし、一度協議・審議等を行っている。

- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

クラブ活動に関しては、年間に数回、クラブ団体の幹部学生と面談を行い、活動状況の確認を行うとともにクラブでの活動場所および備品等の問題点等の聴取をし、支援を行った。また、前年度の戦績や活動内容等を加味し、活動費を補助している。さらに本学後援会の支援により、課外活動団体の「課外活動活性化備品購入費補助」を行い東キャンパスの施設拡充および備品購入を行い活動の支援を行った。この他、学生運営委員会等が企画するイベントへの助言や指導等を行うとともに、関係部署への依頼および調整を図り、学生が円滑に活動できるよう支援している。

- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

COCODINING(学生食堂)及びCOCOCAFÉ(カフェラウンジ)では、授業のある期間中、委託業者による食事の提供を行っている。キャンパスショップでは教科書・文具・書籍等の販売から、コンビニエンスストアとしてパンや弁当・菓子類の飲食物も販売している。ラウンジには、給茶器や自動販売機を設置している。新型コロナウイルス感染症対策として、アクリルパーテーションの設置、手指消毒および机・椅子消毒用薬剤・資材の設置を行った。また、オンライン型授業などで多用するノートPCやタブレット利用の便宜を図るため、充電用コンセントは図書館内に50個所(124口)、学舎内のオープンスペースに33個所(87口)整備した。このように、本学では、学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

(4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている

大学近隣にワンルームマンション形式の6つの学生寮（定員93名）があり、例年新入生に対し入寮の案内を行っている。基本的には入学時に入寮し、卒業までそのまま学生寮に居住することが多いが、空室が発生した場合は、在学生に空室の案内を行っている。一人暮らしをするが、学生寮には入居しないという場合には、地域の不動産業者や女性単身者専用マンションを無償で紹介するなどしている。

<本学の学生寮>

	名称	入寮定員	通学時間(徒歩)	設備・備品等
1	尚和寮	10（男女）	約15分	ユニットバス、冷暖房等
2	親和寮	10（男女）	約5分	ユニットバス、冷暖房等
3	爽徳寮	10（女子のみ）	約5分	ユニットバス、冷暖房等
4	明和寮Ⅰ	20（女子のみ）	約5分	風呂、トイレ、冷暖房等
5	明和寮Ⅱ	22（男女）	約5分	風呂、トイレ、冷暖房等
6	明和寮Ⅲ	21（男女）	約5分	風呂、トイレ、冷暖房等

(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

本学においては、路線バスが通っていない地下鉄御堂筋線・南海高野線・泉北高速鉄道「中百舌鳥駅」、地下鉄御堂筋線「新金岡駅」からのアクセスをよくするため、平常授業の開講中（休日・休講日は除く）にスクールバスを運行している。また、自動車約700台・バイク、自転車約600台を収容できる駐車場及び駐輪場を完備し、学生が便利な手段で通学できるようになっている。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

令和2（2020）年度より「高等教育の修学支援新制度」が導入され、住民税非課税世帯や、これに準ずる世帯の学生83名が日本学生支援機構給付奨学金の支給と授業料等の減免対象者となった。この「高等教育の修学支援新制度」が導入されたことを受けて、従来からの学内奨学金を総合的に見直し、高等教育の修学支援新制度の対象とならない学生が、ひとりでも多く恩恵が受けられるように、次の通り経済支援の再構築を図った。

ひとつは、コロナ禍の影響により保護者の収入や学生自身のアルバイト収入が安定しない状況にある中で、経済的な理由で修学を断念することがないよう、四天王寺大学後援会の支援を得て人数を大幅に増やし経済支援をおこなった。併せて、学業成績が特に優秀である学生に給付される奨学金についても支給人数を増やし、学習環境の整備やモチベーションアップに繋げている。

また、家計支持者の死亡や失職によって、家計が急変した家庭を対象にした「緊急・応急奨学金制度」も設けており、家計急変後も修学が継続できるよう経済支援を行っている。さらに、令和2(2020)年度においては、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家計が急変した学生への奨学金」制度を新しく設けて、昨年比で所得が減少、かつ、全国の所得平均を下回る家庭の学生を対象に、1名50,000円を50名に給付した。

< 本学の主な独自奨学金 >

No.	奨学金名	募集内容	
1	四天王寺大学短期大学部奨学金	対象者	学業成績が特に優秀である者(3セメスター以上の者)
		給付	年間8名30万円給付
		対象者	経済的理由により修学が困難であるが、修学意欲がある者(1セメスター以上の者、高等教育修学支援制度の採用者を除く)
		給付	年間50名30万円給付
2	緊急・応急奨学金	対象者	本学に入学後、主たる家計支持者の死亡または勤務先の倒産・解雇による失職ならびに病気や事故等により家計が急変し、修学の継続が困難となった者
		給付	(主たる家計支持者の死亡)10名20万円給付 (主たる家計支持者の失職等)30名10万円給付
3	海外留学および長期研修奨学金	対象者	本学に2セメスター以上在学し、外国の正規の高等教育機関もしくは本学の提携する大学の付属機関およびその他教育機関に留学もしくは長期研修に参加する者のうち、学業成績が優秀な者
		給付	在学留学等11名、休学留学等2名、15万円～本学授業料相当額給付
4	海外語学研修奨学金	対象者	外国の正規の高等教育機関もしくは本学の提携する大学の付属機関およびその他の語学研修機関等において語学研修する者で、原則として4週間以上の研修を行う者
		給付	20名各10万円給付
6	グローバル教育奨学金	対象者	本学が指定するグローバル教育研修に参加する者
		給付	1人の学生に対し支給額は対象となるプログラム費用の半額を基準額とする。ただし、原則として支給対象者の自己負担金が、20万円を超えないよう、奨学金一人当たりの支給額を変動できるものとする。
7	入学試験成績優秀者奨学金	対象者	本学の短期大学部公募制推薦入学試験基礎における成績が各学科合格者の上位10%の者
		給付	30万円給付
8	入学試験成績優秀者 遠隔地奨学金	対象者	出身校の所在地及び保護者の現住所が近畿地方並びに三重県以外の日本国内の都道府県にある者のうち、本学の短期大学部公募制推薦入学試験基礎における成績が各学科合格者の上位20%の者
		給付	30万円給付

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生の心身の健康支援は、保健センターとそれに併設した学生相談室が担っている。保健センターでは保健師1名と看護師1名、非常勤の看護師1名が在籍し、2名が常駐している。9時～17時半開室し、応急処置や健康診断事後措置、禁煙支援等啓発活動も行っている。校医は専任教員1名が兼務しており、健康相談も随時対応している。

学生相談室には専任臨床心理士1名、非常勤臨床心理士1名、専任公認心理師1

名が在籍し、2名が常駐している。学生の心の相談はもちろん、人間関係が苦手な学生の支援として居場所作りやイベント企画、課題提出のスケジュール管理等、多様な学生のニーズを把握し適切な支援に誘導する拠点としても機能している。学生相談室の利用案内は、リーフレットを全学生に配布、学内用HPを随時更新、ポータルサイトでイベントのお知らせ等情報周知に努めている。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生支援センター内に「意見箱」を設置し、学生からの意見を汲み取り、その都度解決するよう努めている。令和2(2020)年度においては、一人暮らしの学生33名へ年末に帰省するかどうかの調査を実施。コロナ禍で帰省したくともできなかった学生7名に対し、レトルトカレーなどを送付する食糧支援を行った。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。

グローバル教育センターにて、質問や困りごとの内容によって適切な部署や窓口を紹介したり、食住などに関する生活面の相談を受けたりするなど、学生生活や修学等において外国人留学生を支援する体制を設けている。ただし、現在短期大学部には、外国人留学生が在籍していない。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

社会人学生の学習を支援する体制については、特別な体制は構築していないが、他の学生と同様に担任教員が学習を支援するため特に問題はない。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

「障害学生の修学等の支援に関する規則」第2条「この規則における「障害学生」とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」学生(科目等履修生および受験生も含む)をいい、本人が入学試験または入学後の修学についての特別な措置および支援(以下「支援」という。)を受けることを希望した場合、この規則により支援を行う。」に基づき、授業配慮申請の申し出のあった学生に対して合理的配慮の提供を行っている。

配慮の内容については、学生支援委員会のメンバーや教務部等の関係部局から学生支援センター長が学生支援小委員会(ケース会議)を招集し、授業配慮申請の申し出のあった学生個々が希望する合理的配慮の実現性や、具体的な支援内容について協議・審議等を行っている。

施設面について、障がい者の受入れのためのバリアフリー化は、一部(1号館3階武道場、4階設更衣室、5号館5B-303講義室、東体育館)を除き整備している。ま

た、多目的トイレは東体育館を除き学内すべての建物（1～9号館、総合体育館、事務局棟）に整備している。そのほかに点字ブロックも中長期計画に沿って継続的に設置しており、利便性にも配慮している。

(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

長期履修生を受入れる体制については、特段の体制は取っていない。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

本学のボランティア系クラブの、わくわく☆サタデー、IBU 大阪アンカークラブ、ボランティアクラブ、ポコ・ア・ポコの4団体がはびきの市民フェスティバル「はびきの祭」の企画段階から参加してイベントやブース等の運営にかかわったり、「はびきの軽トラ市」に茶道部が参加し野点をしたりするなどしている。

この他に、本学近隣の老人福祉施設、小学校や幼稚園などで、ギター・マンドリンクラブ、YOSAKOI ソーラン部、IBU チアリーダーイングクラブ等が演技を披露したりするなどしている。

課外活動団体の年間活動予算額を定める際に、このような地域・社会貢献を行っている団体については、活動内容に応じて予算額の上乗せを行っている。また、課外活動団体に属していない学生でも、地域・社会貢献活動等に顕著な活動があった者に対し、学長名で表彰を行う学長表彰制度を設けている。

ただし、令和2（2020）年度においては、コロナ禍の影響もあって地域・社会貢献活動の機会も少なく、学長表彰の対象者はなかった。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

各学科・専攻より選出されたキャリア委員（保育科1名、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻1名・ライフケア専攻1名）とキャリアセンター長・副センター長及びキャリアセンター事務職員で構成されるキャリア委員会を本年度は9回開催した。キャリア委員会では、主として就職支援の課題の共有や改善に向けた協議を行っている。また、各学科・専攻が単年度毎に作成する「キャリア支援計画」について、キャリア委員による進捗状況の報告を行っている。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

キャリアセンターでは、キャリアセンター長・副キャリアセンター長(教育職員)、課長、以下4名の事務職員で構成され、企業、福祉施設・病院および幼稚園・保育園の求人開拓、学生への就職斡旋および相談、就職支援行事の企画・実施等、下表のように学生の就職活動を支援している。また、キャリアセンター内に相談カウンターを設置し、事務職員による個別相談体制を整備している。

個別相談に関しては、コロナ感染拡大を契機に、オンラインでの予約制の就職相談が一気に進んだ。今後は、学生に対する利便性を高めるためにも、対面での面談だけではなく、オンラインでの予約制就職面談を定着させることが求められる。

また、交通の利便性が高いあべのハルカス23階(大阪市阿倍野区)に、就職活動拠点として「サテライトキャンパス」を設置している。常駐している職員2名は、就職相談や応募書類の添削、模擬面接練習、企業採用担当者を招聘しての説明会など、対象人数は少ないが、本キャンパスと同様の就職支援を実施している。コロナ感染症の拡大のため、学生の利用は激減したが、今後は感染予防を徹底して、利用人数の増加を図っていく。

<令和2(2020)年度キャリアセンター行事予定>

年	開催日	大	短	行事	内容
2	7月	○	○	インターンシップ対策講座	参加申し込み、マナー(一部WEB配信)
	9/19(土)~10/16(金)		○	【申込】短大グループ面談 1グループ3名まで	10月19日から開始する短大(一般企業希望者)グループ面談の申し込み
	9/30(水)5限	○	○	就職活動スタートガイダンス /コロナ禍時代の就活を覚悟	22卒就職活動の傾向と対策の説明。 コロナ禍をどう乗り切るか
	10/7(水)・8(木) ・14(水)・15(木)	○	○	夏学期インターンシップ事後 報告会	夏学期インターンシップ参加者による報告 会。以降、個人面談の実施。
	10月~11月5限	○	○	テーマ別セミナー	自己分析、書類作成、業界研究、面接 (WEB)対策、SPIなどのセミナー
	10/6(火)~9(金)、 10/14(水)~16(金)	○	○	履歴書用の写真撮影会①	予約制(有料) ヘアメイク付きの写真撮影
	10月~11月	○	○	進路登録票の提出	希望進路調査(WEB登録)
	10月~11月	○	○	職業適性(R-CAP)テスト	価値観や能力、適職の分析(WEB受検)
	10月~11月	○		大学グループ面談	就活に関するヒアリングと情報提供
	10/31(土)・11/30(土) 12/12(土)・12/26(土)	○		就職特訓講座「特訓塾」	大手企業を目指す「フロントランナー」養 成塾。学内選考あり。
	10/19(月)~12/11(金)		○	短大グループ面談	短大(一般企業希望者)グループ面談
	10/7(水)5限	○	○	公務員ガイダンス③	実際の試験問題(ミニ模試)を体験する
	10/14(水)5限	○	○	公務員ガイダンス④	警察官希望者
	10/21(水)5限	○	○	公務員ガイダンス⑤	消防史希望者(大阪市消防局)

	10/28(水) 5 限	○	○	公務員ガイダンス⑥	市役所で働くことについて
	11/12(水) 4 限	○	○	支援を要する学生のためのガイダンス	障がい者手帳のある無しに関わらず参加可能。就職活動の進め方。
	11/27(金)・11/30(月) 12/21(月)・12/25(金)	○	○	履歴書用の写真撮影会②	予約制(有料) ヘアメイク付きの写真撮影
	11/20(金)・11/27(金)	○	○	保育職ガイダンス②	保育職希望者への情報提供 就職活動の進め方など
	12/1(火)5 限	○	○	業界研究スタートセミナー	業界研究の仕方、会社の探し方
	12月～1月	○	○	業界研究会	業界から人事担当者を招聘して開催
3	2月	○	○	就職対策講座	【申し込み制】筆記・面接対策
	2月～3月	○	○	学内企業セミナー	業界から人事担当者を招聘して開催

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

就職試験対策等の支援では、民間企業への就職希望者が多い生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では、1年次に職業適性検査(R-CAP)を実施し、2年次には、SPI試験の対策講座を実施している。

資格取得については、「資格チャレンジ奨励金」制度を設け、奨励金の支給(令和2(2020)年度、22名、計15万円)や単位認定「知識・技能研究I・II」を行っている。資格取得に関する業務を管轄するのはエクステンションセンターであり、検定試験の受験申込、奨励金申請、検定試験や国家試験合格のための各種対策講座を企画・運営し、専門スタッフや指導教員による学生一人ひとりの相談に応じるなど、多方面から学生の資格取得を支援している。

なお、本学では数多くの資格検定試験を学内で受験できるよう、日本漢字能力検定や秘書技能検定など試験会場としての指定を受けている。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響により、検定試験の中止や実施回数の減少のため、例年より受験者が減少した(延べ受験者数:令和2(2020)年度255名、令和元(2019)年度376名)。

(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

卒業生に対して、学位授与式の当日に、就職状況に関する調査を実施している。就職先業種、未内定状況等に関するデータを、分析・検討し、その結果を各学科教員と共有し、次年度のガイダンス、インターンシップ講座、業界研究セミナー等に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

例年10月に実施している進路希望WEB調査において、希望進路欄に「進学」や「留学」と記載した学生に対しては、教員、そして、他部署(留学生のサポートを行っている学生支援センター、入試広報課)と連携を図り、個別支援を行っている。

また、本学は、併設している大学への3年次編入学制度を設けている。入試・広報課では、希望する短期大学部の学生に対して、毎年6月頃に編入学試験（併設短大）の入試説明会を実施し、進学支援を行っている。令和3（2021）年度入試では、併設大学への3年次編入学者は7名となっている。

なお、留学希望者は、担当部署の学生支援センターが個別に支援することになる。今後は、各学科の教員と進路指導に関する協議も行い、学生に対する就職支援に留まらず、幅広い進路支援も求められる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

コロナ禍において、感染予防の観点から遠隔授業が中心となり、また、課外活動等を停止するなどしたことにより、学生同士や教職員との交流が例年と比べ極端に減少した。このような状況において学生は、友人作りが困難となる、今までなら簡単に友人等に相談していたことができなくなる、遠隔授業の課題に追われる、ステイホームにより運動不足になるなどしている。これらメンタル面やフィジカル面において、学生に過度のストレスがかかる状態となっており、そのストレスケアが課題である。

そこで、これらメンタル面やフィジカル面における学生のストレスケアとして、公認心理師等の心理の有資格者が常駐している学生相談室において、Zoomや電話などによる遠隔でのカウンセリング、課題提出スケジュールの管理支援、心と体の健康を保つ方法の情報提供などを行った。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

（きめ細かな学生支援策）

学生の学習状況を把握するために、本学の建学の精神の基となる卒業必修科目「和の精神Ⅰ・Ⅱ」の出席状況を教務部、学科、担任教員が確認し、第3回授業実施後には2回、3回授業を欠席した学生の保護者へ文書で連絡している。授業への出席を促しているとともに、学習成果の認識に努めている。また、3回授業実施後についても、同様に出席状況を確認し、更なる学生支援に繋げている。

学習や進路、学生生活について、学生からの質問や相談等を教員が個別に対応できるようオフィス・アワーを設定し、出退勤表示にオ印と掲示して何曜日の何時限がオフィス・アワーなのかを学生に分かりやすく運用している。

また、教務課の窓口受付以外にもIBU.netを活用し、パソコンで緊急連絡や出欠確認など学生生活を送る上で必要な情報を適時知ることができるようにしている。

それ以外でも各学期の履修登録時において各学生がめざす学位・免許・資格等を取得するために修得すべき科目を履修していない場合、教務課職員と担任教員が該当学生に対して確認を促し、履修登録の変更期間に訂正できるようにしている。それにより円滑な学位・免許・資格取得に向けての支援を行っている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画

の実施状況

【前回の記述内容：行動計画】

教育課程においては、学位授与の方針、教育課程の編成及び実施方針を明確に示し、カリキュラムマップの作成につなげ、平成 26（2014）年度は「卒業時において身につけるべき能力別平均点」を算出し、レーダーチャート及び分布表を用いて学習成果の検証を行った。加えて卒業後の評価も、就職先へ調査結果をもとに検証を行った。今後も「教育の質保証」に向けた PDCA サイクルをさらに加速させ、カリキュラムマップの検証・改善を図っていくとともに、教職員は学生の目線に立った学習支援を行い、これまで以上に学生生活への満足度が高まるように取り組んでいく。

学生支援においては、社会人基礎力の養成と社会への即戦力となる人材養成を主眼として、短期大学 2 年間ににおける特性を踏まえて学生生活へのサポート体制を強化し、大学との共同キャンパスを活かした課外活動の活性化や、併設大学との連携による学生アドバイザーの設置の検討、卒業後の人材養成のための保育、介護、企業現場との交流の推進等を行動計画の中心に据えて取り組んでいく。

【行動計画の実施状況】

教育課程においては、「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程の編成・実施方針」（CP）を履修要覧の最初に学生に理解しやすく明示している。

カリキュラムマップを「基礎教育科目」「共通教育科目」「専門教育科目（保育科）」「専門教育科目（生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻）」「専門教育科目（生活ナビゲーション学科ライフケア専攻）」別に本学 HP に掲載して、身につけるべき能力は、どの科目によって獲得できるか視覚的に理解できるようにしている。

「教育の質保証」については、授業評価アンケートを全学科、全授業科目（一部実習科目等を除き）で初めて実施し、学生の満足度を検証し、教員の授業改善コメントによるフィードバックも行い、教育内容方法の改善に取り組んでいる。

学習成果の検証としては単位取得状況、成績分布状況、資格取得状況、学修ポートフォリオの記載内容、学生動態調査、PROG、就職率、専門領域での就職率等を用いたアセスメントを実施している。

今後も「教育の質保証」に向けた PDCA サイクルをさらに加速させ、カリキュラムマップの検証・改善を図っていくとともに、教職員は学生の目線に立った学習支援を行い、これまで以上に学生生活への満足度が高まるように取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

ICT への対応や基礎教育科目の見直しといったアフターコロナ時代の課題については、ワーキンググループでの議論を深め、具体的な取り組みとして進めていく必要がある。主体的で深い学びを得られるよう学生を導き、短期大学の教育で求められる能力を修得できる仕組みを構築していく。

また、社会経済情勢の変動がある中、それに対処して生き抜く力をもった学生を輩出する為、学外での地域貢献活動、社会体験等、実体験を通して学生を育成していくプログラム策定も検討していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、短期大学部長、各学科長、専攻長を置き、教員の教育・研究活動を統轄する教員組織を編制している。

- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

下記の通り、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

(専任教員数表)

学科等	専任教員数 (うち教授数)	設置基準上 必要専任教員数 (うち教授数)
保育科	11 (5)	10 (3)
生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻	7 (3)	4 (2)
生活ナビゲーション学科ライフケア専攻	4 (2)	4 (2)
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	4 (2)
合 計	22 (10)	22 (9)

(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

専任教員の職位は、「教育職員選考基準」、「教育上の能力および研究上の業績の評価に関する要項」、「教育上の能力および研究上の業績の評価に関する細則」に基づいて配置していることから、学位、教育実績、研究業績、制作物発表等その他の経歴等を含め、短期大学設置基準の規定を充足している。専任教員の学位、研究業績等については本学 HP にて公表している。

(4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員 22 人、非常勤講師 50 人を配置している。

(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

非常勤講師については、「教育職員の選考手続きに関する規程」に則り短期大学部教授会あるいは教務委員会において、学位、研究業績、その他の経歴等を審査の上、短期大学設置基準を遵守し、専任講師以上の業績、経歴等を有している者を採用している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、補助教員として専任教員の管理の下、外部委託のインストラクターを配置している。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

専任教員の採用・昇格は、「教育職員の選考手続きに関する規程」「教育職員選考基準」「教育職員人事委員会規程」に則り、適切に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を本学の教育課程編成・実施の方針の担当授業科目に基づいて、成果をあげている。令和2（2020）年度の本学専任教員の研究成果は、①著書（共著）2件、②論文11件、③国内学会発表9件、④海外学会発表0件である。その他研究活動に関連するものとして、公的機関依頼の動画出演及び新聞記事掲載や検定公式テキスト監修等を行っている。なお、各教員の業績は本学HP「教員情報」において公開している

- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

令和2（2020）年度科学研究費助成事業（科研費）の新規採択（研究代表分のみ）は2件であった。継続課題や研究分担者分を合わせると、延べ5件（研究代表2件、研究分担5件）の研究課題で科研費を獲得している。

令和2年（2021）度科学研究費助成事業の公募では、今年度を上回る競争的資金を獲得するために、「科研費獲得セミナー及び科研費公募要領等説明会」を対面にて開催する予定であったが、コロナ禍による研修方法の見直しやスケジュール調整の関係で、対面式の全体研修会および説明会の実施には至らなかった。代替として、科研費制度の変更点、研究種目別申請書の構成案、科研費獲得のための応募戦略等を掲載している科研費獲得応援Webサイトを紹介するとともに、科研費獲得のためのポイントをまとめた資料を研究者に配付した。

令和2（2021）年度については、外部講師を招き科研費獲得セミナーを計画している。研究力の向上は本学にとって今後の重要課題でもある。科研費担当部署として支援体制の整備に取り組むたい。

- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、人間の尊厳、人権の尊重、その他の倫理的観点および科学的観点から、学術研究の信頼性と公正性を確保した上で、適正に研究活動を進めるために「研究倫理規程」を定めている。また、研究活動における不正行為および公的研究費の不正使用防止を図るため、「研究活動の不正行為防止規程」「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」を定め、適切に研究活動が行われるよう組織として取り組んでいる。

- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

「研究倫理規程」「研究活動の不正行為防止規程」に基づき、適切に運用している。

本学では研究者の責務として、研究倫理に関する研修等の受講を義務付けており、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE]の受講（3年毎）、外部講師による研究倫理研修会（令和2年度はオンラインにて実施）を受講させている。また、本学において研究活動に携わる研究者が人を対象とする研究を実施する場合、研究対象者およびその関係者の人権を擁護するため、当該研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されるか否かを審査するため、「研究倫理審査委員会規程」に基づいて「研究倫理審査委員会」を設置している。

研究倫理審査委員会は、規程第3条による委員（①医学・医療の専門家等、自然科学の有識者で学長が指名した者、②倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で学長が指名した者、③研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者で学長が指名した者、④本学に所属しない者複数名、⑤その他、学長が指名する者）で構成している。研究倫理審査委員会は、原則として隔月に一回開催し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」に基づいた倫理審査を行っている。

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

専任教員の研究成果の発表の機会については、「紀要投稿規程」に基づき、「四天王寺大学紀要」を年1回発行している。このほかに「教育研究実践論集投稿規程」に基づき、「四天王寺大学教育研究実践論集」も年1回発行しており、これらにより研究成果の発表の機会を確保している。なお、「四天王寺大学紀要」は、本学 HP、四天王寺大学リポジトリにおいて公開している。「四天王寺大学教育研究実践論集」については、一部を公開している。

(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

専任教員には、個々に研究室を設け自由に利用可能としている。研究室は主に7号館研究棟に配置し、2号館、4号館、6号館等にも配置している。入室については、できる限り教員の希望を取り入れている。

(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

専任教員は、土曜日は原則的に授業を行わないことや授業の時間割配当を1週あたり4日以内としていることに加え、専門業務型裁量労働制を適用しているため、始業・終業時間や休日を教員本人の裁量で決定することが出来るため、研究、研修等を行う時間は確保されている。

(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

「教育職員研修規程」、「短期海外研修支援規程」、「留学・研究・研修出張規程」を定め運用している。

「教育職員研修規程」は、教育職員が教育・研究・学術水準の向上を図るために、一定の期間、通常負うべき一切の義務を免除され、特定の課題を設定して研究・調査に専念する研修について定めている。

「短期海外研修支援規程」は、教育職員が海外の教育研究機関において短期（4週間以内）の研修を受けることを支援することにより教育職員としての教育研究能力等の向上を図り、もって、本学のグローバル人材育成ならびに教育研究の国際的通用性・共通性の向上に資することを目的としている。

また、「留学・研究・研修出張規程」は、教育職員の留学・研究・研修のための出張について、本学の授業・研究等の健全なる充実を図るとともに、出張者の待遇の公正を期し、もって本学の発展に寄与することを目的としている。

(9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

FD活動に関する規程は「四天王寺大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、ファカルティ・ディベロップメントの企画立案事項の審議・推進を図ることを目的として、ファカルティ・ディベロップメント委員会を設けている。

ファカルティ・ディベロップメント委員会の目的は、①授業内容、方法および、評価に関する事項、②授業の改善に関する事項、③その他、FDの目的達成のために必要な事項とし、委員長は教務部長として、定期的に委員会を開催している。

ファカルティ・ディベロップメント委員会は、各学科より選出された教員で構成され、学生による授業評価アンケート（夏学期・冬学期に各1回実施、全学・全教科）の実施案の策定、結果の検証及び全専任教員の授業を対象とした相互授業参観（冬学期1回、全教職員（非常勤含む）の参観が可能）等について検討・実施している。また、学生による授業評価アンケートでは学生の評価に対し、授業改善コメントの記入を教員へ依頼するとともに、相互授業参観では参観終了後に合評会を実施することで授業・教育方法の改善を行っている。

(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう、学内の関係部署と連携している。教育環境の整備に関しては、教務課及び高等教育推進課と連携して改善を図っているほか、時間割作成、授業運営等の準備・支援、学生への履修や単位取得に関わる指導・支援については教務課と連携し、また、正課外教育としての入学前教育、リメディアル教育、キャリア教育および教育課程外の資格取得に関わる支援や運営については学生支援課、就職課、エクステンション課と連携して行われている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

(1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。

本学では校務の円滑なる管理運営を図るため「組織・分掌規程」によって、事務組織及び職制を定める規定が整備され、業務担当別の所属・人員配置及び責任体制を明確に定めている。事務局には事務局長を置き、事務局長は常務理事および学長の命により事務局を統括している。加えて事務局には総務課、IR・戦略統合課、高等教育推進課、教務課、学生支援課、就職課、教職教育推進課、入試・広報課、エクステンション課、図書館課、庶務課、人事課、経理課および管財課が設置され、各課長は事務局長の命を受けて課を統括している。

(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

事務職員の採用については、書類選考、適性検査・筆記試験・小論文、個人面接、役員面接を実施し、本学の職務に必要な能力を有していることを確認し採用している。また、必要に応じ専門性の高い分野における経験者を中途採用あるいは在職中の職員に対し、司書資格やCDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）等の資格取得の支援を行い、それぞれの部局で取得した資格を生かしその職能を発揮している。

(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務職員の能力向上のため、専任事務職員を対象に、年額一律 9 万円を限度として「研修費」を設定している。大学事務職員としての資質の向上に関係する書籍代及び研修・セミナー等の参加費をその対象としている。また、人事異動に関して考慮すべき点や、希望部署とその展望を申告できるように「異動申告書」を設けており、各事務職員がその能力や適性を十分発揮できる環境を整えている。

(4) 事務関係諸規程を整備している。

事務関係の諸規程については、「組織・分掌規程」「稟議規程」「職務権限規程」「文

書取扱規程」「公印取扱規程」を整備しており、各規程に基づき事務局の円滑な運営が行われている。

(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

各事務部署には事務室、情報機器、備品等を整備されている。事務局は 5 号館事務局棟の 5 階に事務局長室に隣接する形で総務課が設置されている。各課の事務室は、4 階に入試広報課が、3 階に IR・戦略統合課及び人事課が、2 階に管財課及び経理課が、1 階に教務課、高等教育推進課及び庶務課が設置されている。また、4 号館 1 階に学生支援課及び就職課、地下 1 階にエクステンション課、教職教育推進課の事務室が設置されている。1 階及び地下 1 階に、教務課・高等教育推進課・学生支援課・就職課・エクステンション課、教職教育推進課を設置することで、学生の利便性を考えた配置になっている。

図書館事務室は、図書館と併設しており、3 号館に設置されている。2 号館にはグローバル教育センター、6 号館には保健センター及び学生相談室が設置されており、それぞれ事務室を備えている。

学内ネットワーク環境を構築し事務職員一人に 1 台の PC を貸与、業務に必要な備品等も完備している。

(6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

SD 活動については、「スタッフ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、SD の企画立案、推進計画、実施に関する事項等について審議し、適切に実施している。令和 3 年 2 月 25 日には事務局全体研修会を実施し、コミュニケーション能力の向上を図った。

(7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

日常的な業務について、専任事務職員は業務における年間目標を設定し、その進捗状況及び課題の面談、最終的に目標の達成状況の報告を行っており、これに基づく業務の見直しや事務処理の改善を日常的に行っている。その他の業務改善や事務処理に関して、意見を常態的に話し合い、必要に応じて適宜改善ができるようにしている。

(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携しており、教育研究評議会をはじめ大学運営会議、各種委員会の構成員として各会議に出席し、教員や関係部署と連携している。また、事務局各部局の所属長によって構成される事務局連絡会を定期的に開催し、学生の学習成果等の情報共有を図っている。さらに必要に応じて各部局と連携して学生への指導を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

教職員の就業に関する規程として、「専任教職員就業規則」、「パート職員就業規則」、「非常勤講師就業規則」、「特別任用教員および有期・無期職員就業規則」のほか、「給与規則」「通勤に関する規程」等各種規程規則を整備している。

- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

諸規程等の制定、改廃は随時行っているが、その際は教職員の代表者の意見を聴取したうえで制定および改廃し、学内サイトに更新情報として案内するとともに、必要に応じて説明会を実施し周知している。これらの規程は学内サイトに掲載し、新任教職員には、新任教員研修・新任職員研修において、就業規則や各種手続き等を説明し、周知している。

- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

教職員の就業に関しては、「専任教職員就業規則」(備付 1) 等の諸規程に則り適正に管理している。勤務時間については、勤怠管理システムを用いて管理している。年次有給休暇については、年次有給休暇取得計画表を策定し、年間 10 日以上付与されている教職員は、5 日間確実に取得できるよう管理している。また、教員は、「専門業務裁量労働制に関する労使協定書」を締結し、就業時間、休憩時間、休日等は各教員の裁量により決定し適正に運用している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員及び職員とも限られた人員の中で多くの業務を遂行しているが、教学運営をめぐる課題の高度化・複雑化に対応するため、FD・SD 研修、外部のセミナー研修会等の機会を利用し、教職員の育成に取り組む制度を整備する。

教員の研究活動について、外部資金の獲得は教員の研究に対する社会的評価の表れでもあるので、今後も獲得を増やせる研究環境作りに努める必要がある。

事務職員の資質・能力向上について、自己申告票(目標管理制度)により目標設定し、意識向上に繋がる環境を整えているが、社会の変化に対応した内容を引き続き目標設定していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校地面積は 232,242 m²であり、短期大学設置基準に規定された面積 4,800 m²（収容定員 480 人×10 m²）を充足している。

- (2) 適切な面積の運動場を有している。

運動場面積は 67,013 m²（グラウンド、東グラウンド、テニスコート、東テニスコート）であり、適切な面積を有している。

- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校舎面積は 56,903.11 m²であり、短期大学設置基準に規定された面積 3,550 m²を充足している。

- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。

校地、校舎は、障害者に配慮したキャンパスに順次、整備している。学内のバリアフリー化を整備し、1号館3階武道場、4階更衣室、5号館5B-303講義室、東

体育館を除き達成できている。多目的トイレは東体育館を除き、1～9号館、総合体育館、事務局棟すべてに整備している。学内点字ブロックも整備している。

(5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

授業を行う講義室には、プロジェクタ等のAV機器を整備している。保育科では「保育実習室」「音楽教室」「個人レッスン室」を整備し、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では「ライフデザインスタジオ」「秘書実務実習室」、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻では「介護実習室」「入浴実習室」「演習室」をそれぞれに整備している。また「調理実習室」「被服実習室」は、それぞれ2教室を備えている。

(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

本学は通信教育を行う学科・専攻課程を有しておらず該当する施設はない。

(7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

授業を行う講義室をはじめ、演習室、実習室には必要な機器・備品を整備している。

(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

図書館の面積は4246.44㎡であり、適切な面積を有している。

(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数が適切である。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

本学での図書選定は、大きく以下の3通りに分かれる。

各学科・専攻に対して、過去4年間の購入実績に基づく「学科別図書費」を毎年度当初、配分している。所属教育職員からの購入依頼によるもので、学科・専攻の特性を鑑み、専門の学術書をはじめ、各分野の周辺領域をも含みこんだ比較的専門性の高い書籍から概説書、入門書の類まで幅広く取り扱う。高額なものは稟議の対象となる。

学生からの購入希望については、所属する学科・専攻での卒業研究、レポート等にかかわる専門性の高い書籍から、学生自身の生活、進路、興味関心のある書籍で、他の学生にも有益な書籍を対象とし、「図書館選書基準」に適合するものを積極的に購入している。全学生に対して、年度内3万円を上限として購入希望願を提出することができる。また、学生の選書では、「学生選書」と称して大規模な書店に出向く活動も行っている。年一回の発行である『私の薦める本』では、教職員、学生等による本の紹介冊子として作成し、ポップ展示を含め、学生の活動に繋げてい

る。図書館全体の蔵書構成を勘案し、新刊案内及び新聞等の書評を参考に、図書館長が選書する。

図書の廃棄については、内容的に資料価値が消失、必要以上に重複している等の資料を中心に「図書館資料管理規程」に従って廃棄を進めており、理事長の決済により行われている（廃棄図書リスト関しては図書委員会の議を経ている）。なお、雑誌の廃棄に関しては図書館長の決済により行われている。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

参考図書は、学生が学習をする上で、最も基本となる資料であるため、各授業担当教員よりシラバスに提示のある図書で未所蔵については、購入を行い、学生の利用に備えている。内容は辞書、辞典、図鑑、白書等。関連図書は、公務員試験、教員採用試験、各種資格試験に関する図書を中心に整備している。

図書館の地下1階には閲覧席および書架があり、閲覧席は218席ある。地下2階の書庫を合わせて図書約333,664冊、学術雑誌4,644種、A V資料6,036種を所蔵している。データベース13種類（CiNiiをはじめジャパンナレッジ、EBSCO-hostなど学内外を問わず）の利用が可能となっている。

電子図書としては、丸善ebookやLibrariEで岩波書店の文庫・新書等、多読英語用の図書を提供している。コロナ禍での学習・研究の利便性向上を図り拡大して提供している。また、図書館ではその他に貴重図書「恩頼堂文庫」を所蔵している。本文庫は猪熊信男の蔵書「恩頼堂文庫」の一部を四天王寺女子大学（四天王寺大学の前身）が直接、猪熊家より購入したもので、本学の貴重図書として保管しており、本文庫は室町から江戸期を中心とする約1500点に及ぶ古文書・古典籍群からなる。令和4年度を目途に「国文学研究資料館」による「新日本古典籍総合データベース」としてデジタル化される。

図書館の利用可能時間は次のとおりである。授業開講時の平日は9:00～20:30の間で利用できる。図書館1階はコンピュータ室およびAVコーナーとなっており、パソコンが124台、DVD等の視聴が出来るスペースが8ブース16席設置され、開講時の平日は9:00～19:00（試験開始1ヶ月前より試験最終日前日までは9:00～20:00）の間で利用できる。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

総合体育館の面積は7,530.06㎡であり、体育館内には、メインアリーナのほか、サブアリーナ、屋内プール、トレーニングルーム、ダンススタジオを整備。また、東体育館は3,478.14㎡有し、フットサルコートも備えている。

(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

一般教室以外にも以下の実習室等にプロジェクタやパソコンを配置し、無線LANの整備も行い様々なメディアを利用できる環境を整えている。

1) 保育実習室（「保育内容・表現」）

- 2) ライフデザインスタジオ A(「アパレル材料論」、「カラーコーディネート実習」)
- 3) ライフデザインスタジオ B(「インテリアデザイン演習」、「スキンケア概論」)
- 4) 音楽棟リズム室(「保育内容・表現」、「保育実践演習」)
- 5) 総合体育館ダンススタジオ(「保育実践演習」、「スポーツと栄養」)

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

- (1) **固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。**

財務関係の規程である「学校法人四天王寺学園経理規程」に、固定資産会計に関する条文が明記されている。固定資産等の取得に関する調達等の手続きおよび固定資産及び借入物件等の管理に関する事項については、「学校法人四天王寺学園固定資産及び物品管理規程」および「学校法人四天王寺学園固定資産及び物品調達規程」に別途定めている。よって、固定資産管理、消耗品及び貯蔵品管理の規程等を財務諸規程に含め、適切に整備している。

- (2) **諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。**

施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理については、「学校法人四天王寺学園固定資産及び物品管理規程」および「学校法人四天王寺学園固定資産及び物品調達規程」に基づき、資産管理システムによる台帳管理のもと適切に行っている。

- (3) **火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。**

火災・地震対策、防犯対策のための諸規則として、地域消防組合へ提出した「四天王寺大学防火・防災消防計画」に則り、「防火・防災管理規程」を整備している。「防火・防災管理規程」では、防火・防災管理に関する必要事項を定め、火災の予防および大規模地震その他の災害による人命の安全、発生した場合における物的、人的被害の軽減および二次的災害発生の防止を目的としている。

- (4) **火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。**

「防火・防災管理規程」に基づき、防火・防災管理者の法定資格を有する防火・防災管理者を置き、法令にしたがって火災における消防設備点検を行っている。ま

た、地震、災害対策のための定期的な訓練として、避難訓練を行うなど、防火、防災教育を実施している。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

情報セキュリティ対策としては、インターネットと学内ネットワークの分岐点、及び学内ネットワークにおける教育系ネットワークと事務系ネットワークの分岐点にそれぞれファイアウォールを設置し、不正な侵入や攻撃を防いでいる。また、ウィルス検知ソフトをサーバー及びクライアント PC へインストールすることで、電子メールによる標準型の不正なプログラムの侵入を防いでいる。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

省エネルギー・省資源対策として、空調設備の効率化、照明設備の LED 化をはじめ、全学におけるクールビズの実践に取り組んでいる。また、R22 冷媒（フロンガス）を使用する空調機については、計画的に機器の更新を行い、令和 5 年度には、全ての対象空調機を更新する予定である。さらに学内から排出される廃棄物については、適正に分別回収を行うなど、地球環境保全に配慮している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

学科・専攻課程の CP に基づいて個々の科目特性に応じた教室の配当を行っている。各学科・専攻の授業では、実技・実習の科目を多数含んでいるため、リズム室、保育実習室、総合体育館ダンススタジオ、ライフデザインスタジオ、調理実習室、被服構成実習室、秘書実務実習室、入浴実習室、介護実習室といった個々の状況に沿った実習室を配当している。また、技術サービスとして、入学時オリエンテーション期間中に本学のコンピュータ利用・学内ネットワーク利用上の注意点についてガイダンスを行っている。学生は、オフィスソフト（Office365）の無償利用でき、学生が自由に使用できるコンピュータ室も設置されている。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

情報メディア室は、情報処理教育に関すること、学内ネットワークの利用教育に関すること等の業務を担い、学生及び教職員の情報利活用能力の向上を目指して学生に対するガイダンスや教職員への情報処理に関する研修を実施しており、情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している

学生には、短期大学部「共通教育科目」において、全員に「情報処理演習Ⅰ」または「情報処理演習Ⅱ」を選択必修として開設している。当該科目ではリテラシーに始まり、Word、Excel などの基本操作の修得を目的とする。生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では選択科目として「情報処理特別演習」を開講し、さらなる情報技術の向上を図っている。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

コンピュータ教室、図書館コンピュータ室、ラーニング・コモンズ等に設置した学生用コンピュータについては、学習に適切な状態を保つために複数年にわたる計画を策定のうえ、設備の更新を行い授業に適した環境を維持している。

一般教室の AV 設備については、学内全体を 2 つのエリアに分けて 5 年毎に機器の更新を行うことで適切な状態と保持している。

(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

時間割編成時、教室の配当において教員からの要望を毎年確認し、見直しを行っている。

(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

専任教員の各研究室にはパソコン及びプリンタを配備し、学科・専攻の CP に基づいて授業や学校運営に活用できるようコンピュータ環境を整備している。また、

非常勤講師が活用する講師室には、個別ブースに計 16 台のパソコンを整備している。学内の全教室（実習室・演習室を除く）には、パソコン、書画カメラ、DVD プレーヤを設置し、様々な映像教材をプロジェクタで表示する環境を整え、授業や学校運営に活用できるようにしている。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN は、キャンパスのすべての建物に整備している。また、無線 LAN 環境については学内建屋すべてのエリアで接続が可能となるようアンテナを配備し、屋外においても各種イベントを行う際のメインステージとなる中央広場でも利用可能となっており、大学祭をはじめ入学式、学位授与式などでも学生、教職員等が活用している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

ICT 等、情報技術を利用している授業については、シラバスに記載を依頼し、学生には授業で利用されているか否かについては、一目瞭然に分るようにしている。

例えば、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻専門科目「キャリア形成演習/プレゼンテーション」では、プレゼンテーション能力が必要な理由と場面の理解を促し、情報収集の仕方や資料の作り方、伝え方など、効果的な表現活動の知識と技能を学ぶ。

また、「インテリアコンピュータ演習」では Illustrator の基本操作法と、デザイン図作成上必要な基礎知識を習得し、イメージを形にするなど、科目に即した情報技術を駆使し、効果的な授業を運営している。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

学生及び教員が活用するコンピュータ教室 7 教室に 296 台のパソコンを設置している。また、タブレット、電子黒板など各種 ICT 機器を設置した ICT 教室があり、アクティブラーニングに活用している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>
なし

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>
なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

本法人全体の資金収支は、平成 30（2018）年度 1,000 万円の収入超過、令和元（2019）年度 2 億円の支出超過、令和 2（2020）年度 1 億 4,000 万円の収入超過となっている。事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は、過去 2 年は赤字で推移していたが令和 2（2020）年度に黒字に転換した。なお、短期大学部において、資金収支は過去 3 年間にわたり、収入超過で推移している。また、事業活動収支については、基本金組入前当年度収支差額は平成 30（2018）年度

8,000 万円の収入超過、令和元(2019)年度 1,000 万円の収入超過、令和 2(2020)年度 5,000 万円の収入超過と過去 3 年間プラスで維持している。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

事業活動収支の収入超過となった主な原因としては系列校である「四天王寺学園高等学校・中学校」において、「四天王寺東高等学校・中学校」と校名変更を行うとともに、カリキュラムの改変や教育環境の向上など改革を継続して行った結果、高校においてほぼ入学定員を満たす生徒を確保できたことに加えて、「四天王寺高等学校・中学校」において施設を売却したことによる売却収入の計上があげられる。

短期大学部における事業活動収支の収入超過の原因は、基本的に定員の充足に努めながら経費の削減に努めつつ、収支を見通した予算編成を行っていることによるものと考えている。

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

法人全体の貸借対照表について、貸借対照表関係比率のうち運用資産余裕比率において直近 2 年間基準年数 1 年を超えており、内部留保資産比率においても直近 3 年間プラスで推移しており、問題はない。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

学校法人全体を見ると、活動区分資金収支計算書における教育活動資金収支差額は 3 か年収入超過で推移しており、事業活動収支における基本金組入前当年度収支差額においても、過去 2 年は赤字で推移していたが令和 2 (2020) 年度に黒字に転換した。そういった状況の中、短期大学部単独でも上記のとおり収入超過で推移している。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

学校法人全体の財務状況が上向きになってきている状況であるために短期大学の存続を可能とする財政を維持できるといえる。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

退職給与引当金は期末要支給額の 100%を引き当てており、そのうち 1 部については、特定資産を設定し、目的通りの引き当てを行っている。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

資産運用については「資金運用規程」に基づき適切な運用をしている。ほとんどの資産を元利金のリスクのない市中金融機関等への円建て預金で運用しており、積極的な投資等の運用は行っていない。

⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

事業活動収支の経常収入における教育研究経費の割合は、法人全体及び短期大学部において直近 3 年間は 20%を超えており、学生の教育に必要な学修資源への資金配分も十分な水準を確保している。

⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

資金配分については、各部門の経理担当部署が、各課から提出された予算要求を検討、部門ごとにとりまとめ、理事会・評議員会の審議を経て実行している。令和 2（2020）年度における短期大学部の教育研究用機器備品は 1,967 万円、図書支出は 226 万円となっており、法人全体の支出からみても、適切に資金配分を行っている。

⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

公認会計士から指摘等があればその都度対応している。重要な指摘事項は受けておらず、適切な会計処理が実施できている。

⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

寄付金については、四天王寺大学において平成 26（2014）年度から「教育研究活動の活性化ならびに教育環境の整備推進事業」として継続的に寄付金募集を行っている。特定公益増進法人や税額控除の証明書の発行を受け、多くの方々に共感を得て広く支援を頂いている。令和 3(2021)年 3 月 31 日現在までで 871 件 5,184 万円の寄付を得ている。法人全体としては、令和 4 年（2022）に迎える学園創立 100 周年記念事業募金を令和 3（2021）年 2 月 22 日から開始した。なお、学校債の発行は行っていない。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

令和 2（2020）年度において短期大学部の入学定員充足率が 95.4%、収容定員充足率が 97.1%と 100%を下回っており、令和元（2019）年度入学定員充足率の 103.3%から減少したため、学費等の収入は減少しているが、学生数に相応した予算編成及び管理を適正に行ったことにより、事業活動収支の基本金組入前令和 2（2020）年度収支差額は過去 3 年間プラスで維持しているため、健全な状況である。

⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

令和 3（2021）年度の入学定員充足率が 4 月 1 日現在で 79.6%、収容定員充足率が 86.0%とさらに厳しい状況となっているが、大学と短大を合わせると、入学定員充足率が 104.2%、収容定員充足率が 102.1%と定員を充足できるため、安定しているといえる。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

短期大学部をはじめ各設置校の事業計画及び予算については、学校法人の設置校ごとに（法人会計、四天王寺大学・短期大学部、四天王寺高等学校・中学校、四天王寺東高等学校・中学校、四天王寺小学校）平成 28（2016）年度に策定した 10 年間の長期計画を基として、その学校の事務局の各部署から予算要望案の提出を各学校の経理担当部署がとりまとめ、予算の原案を作成する。本学においては、1 月初旬に、予算の原案より常務理事、学長、事務局長、副学長の下、予算のヒアリングを実施する。ヒアリングの結果、予算項目・額の見直しを行った部署においては再度ヒアリングを行ったうえで、経理課において各部署の修正後の予算立案書を取り纏め、全体の収支バランスを計り、3 月の評議員会・理事会の審議を経て決定される。中長期計画については、平成 28（2016）年度に策定した 10 年間の長期計画が令和 2（2020）年度に中間地点の 5 年目を迎え、発展期である後半 5 年に向け、四天王寺大学・大学院・短期大学部において、急速な少子高齢化・人口減少の進行、グローバル化の進展、情報技術の革新など大学を取り巻く状況が大きく変化していく中、本学が選ばれる大学になるため強み・特色をどのように強いインパクトをもって具現化していくのかというような本学の課題に対し、教学面・財務面から令和 3（2021）年度からの 10 年間の新たな中長期目標・計画を策定し、それにより立案した 5 つの戦略の 1 つである「V 大学運営戦略」財政基盤と組織力の強化のうち、安定的な大学運営のために戦略的投資と収入強化の方針に基づき、令和 3（2021）年度予算より、各年度の事業計画及び予算が策定された。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

3 月の評議員会・理事会の審議を経て決定された事業計画及び予算は、速やかに関係部門に通知されている。

③ 年度予算を適正に執行している。

評議員会・理事会にて決定された予算額を予算管理各部局に予算配賦書にて配布し、4 月 1 日から当該年度の予算として各部局において適正に執行している。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

日常的な出納業務も、「学校法人四天王寺学園経理規程」第 6 条に基づき、担当部署の長である経理課長が経理業務を行い、経理責任者である事務局長及び理事長の命を受けて業務を統括する常務理事に報告をし、毎月、月次資金収支月計表を理事長に報告している。

⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、「学校法人四天王寺学園経理規程」、「学校法人四天王寺学園固定資産及び物品管理規程及び資金運用規程」等に則り、安全かつ適正に管理、処理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

月次試算表については、毎月経理責任者を経て理事長に報告をしている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

本学は、開学以来 30,400 名を超える卒業生を輩出し、卒業生は多方面で活躍している。開学以来建学の精神である聖徳太子の和の精神に象徴される仏教精神を根幹とし、伝統を重んじてきた。今後も和の精神に基づく教育を基本とし、教育内容と学習環境の整備等を進めていくために本学においては、本学園の将来ビジョンの基、平成 28（2016）年度から中長期計画（前半 5 年：改革期、後半 5 年：発展期）を策定している。なお、中長期計画に掲げた計画については、毎年「事業計画書」

及び「事業報告書」を作成し、達成度合いを確認することができるようにしている。また、平成 28（2016）年度から 10 ヶ年として実行している中長期計画について、令和 3（2021）年 4 月からの中長期計画の後半 5 年（発展期）に向けて、令和元（2019）年度に改正した私立学校法に則り、教学、人事、施設、財務等に関する事項を盛り込み、かつ、社会変化への対応など時代の変化にも柔軟に対応した中長期計画になるように見直しを行い、「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 中長期計画（改訂版）」を策定した。

この中長期計画（改訂版）においては、将来ビジョン【①「和の精神」を持ち、時代の変化に応じて積極果敢に活躍し社会を支える人材を育成し続ける。②特色ある教育研究活動を推進するとともに、地域の「和」の拠点として社会に貢献して発展する。】を実現するために、「広報・募集戦略」「教育改革戦略」「学生支援戦略」「研究・地域貢献戦略」「大学運営戦略」の 5 つの戦略を柱として、中期的な計画を反映させている。

事業計画においては、計画設定、達成状況の確認と次年度への課題設定を行い、所属教員が進捗状況を共有しながら、改善を図るとともに、事務局においては、各学科・専攻が掲げる目標を達成するための施策を単年度事業計画書に盛り込み、支援を行っている。

(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

本学の強みについては、就職率の高さである。就職率（就職希望者に占める就職者の割合）は保育科 100%、ライフデザイン専攻 98.8%、ライフケア専攻 100%であり、高い水準で就職率を保っている。また、学生動態調査では「社会人として活躍できる能力を身につけられているか」を問う各設問に対し、1 年次より 2 年次の方が身につけられていると回答する比率が高くなっており、仏教精神を根幹とした 2 年間の実践的な学びが就職率につながっていると考える。

一方で 18 歳人口の減少や四年制大学への進学者が多いことから令和 3（2021）年度は定員充足に至らず、短期大学の教育・募集戦略の方向性を再考する必要がある。外部資金の獲得や目まぐるしく変化する社会情勢に対応していくため、教育内容や入試方法等を改善し、選ばれる短期大学になるよう邁進する。

(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

本学は、経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

本学は、経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。短期大学において、長年にわたり幼児教育や福祉等に積極的に傾注してきた教育への取り組みを基盤として学生募集を行ってきた。また、受験生や保護者、高校教員への情報提供をはじめ、オープンキャンパス等イベントにおける来場者の目線に立った内容の見直し、教職員および参事を中心とした高校訪問の強化、高校現場との連携体制の強化、オンラインによる入学者選抜を取り入れるなど、入学者選抜方法の改善、志願者及び入学者の確保に積極的に努めてきた。

学納金の源泉となる学生の確保について、短期大学の志願者は、平成 29（2017）年度 503 名、平成 30（2018）年度 380 名、平成 31（2019）年度 405 名、令和 2（2020）年度 311 名、令和 3（2021）年度 244 名と、減少傾向ではあるが、志願者の確保に努めている。入学者については、平成 29（2017）年度 283 名、平成 30（2018）年度 234 名、平成 31（2019）年度 248 名、令和 2（2020）年度 229 名、令和 3（2021）年度 191 名と、定員の充足に努めている。令和 3（2021）年度は定員の充足に至らなかったため、今後も志願者の目線に立った学生募集に努めていく。

② 人事計画が適切である。

人事計画は、教職員の定年や任期に合わせて新規の採用を検討し、中・長期的な展望に立って、必要な人材を採用している。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

令和 2（2020）年度に施設の長寿命化を目的として、建屋毎に中規模改修・大規模改修計画を策定し、中長期計画に明記した。計画的な施設の維持・管理（例えば「最適な時期に必要な改修を行う」、「施設の 80 年長寿命化を図る」、「施設の有効活用を行う」など）を行うことにより、安定した施設管理、建て替え時期の延長を図り、施設の維持更新経費の平準化と抑制を図る。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

外部資金の獲得については科学研究費助成事業として、平成 30（2018）年度 127 万円（研究代表 78 万円、研究分担 49 万円・間接経費含む）、令和元（2019）年度 159 万円（研究代表 52 万円、研究分担 107 万円・間接経費含む）、令和 2（2020）年度 589 万円（研究代表 481 万円、研究分担 108 万円・間接経費含む）と年々増額しており積極的に取り組んだ成果が出てきている。

また、寄付金については平成 26（2014）年度から「教育研究活動の活性化ならびに教育環境の整備推進事業」として継続的に寄付金募集を行っている。令和 3（2021）年 3 月 31 日現在までで 871 件 5,184 万円寄付を得た（備付-12）。法人全体としては、令和 4 年（2022）に迎える学園創立 100 周年記念事業募金を令和 3（2021）年 2 月 22 日から開始した。

(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

人件費比率は短期大学部で 54.7%、学校法人全体で 58.4%となり、全国平均に対して短期大学部は同等程度である。施設設備費に対しても中長期計画に基づき適切に執行しているが、令和 2（2020）年度において短期大学部の入学定員充足率が 95.4%、収容定員充足率が 97.1%と 100%を下回っており、学費等の収入は減少しているが、学生数に相応した予算編成及び管理を適正に行ったことにより、事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は過去 3 年間プラスで維持しているため、バ

ランスがとれているといえる。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

学内に対する経営情報は、決算に係る資料を本学の HP 上「情報公開」に掲載しており、全教職員が経営情報を共有するとともに、毎年実施する合同研修会では常務理事から短期大学部の定員割れも含めた学園の現状や経営状況等を踏まえた挨拶があり危機意識を共有している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

短期大学部全体での収支のバランスは確立されているが、各学科の入学定員充足率が令和 2(2020)年度は 100%を割り、令和 3(2021)年度には 80%を割る状況であり今後、収支のバランスが取れなくなることも考えられ、今後続いていく 18 歳人口の減少状況においても少しでも定員確保に近づけるため、短大に特化したオープンキャンパスの開催など新たな手立てや改善策を講じていかなければならない。

また、学園の財的資源を構成する特定資産において、建物や構築物が耐用年数による改修等を行う際の資金等として「減価償却引当特定資産」「施設準備引当特定資産」を積立てしているが、本来積み立てておくべきである減価償却累計相当額までは積立てられておらず今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の記述内容：行動計画】

教員は教育研究活動に取り組み、事務職員は事務総合力を身につけた能力開発に励むべく、FD・SD 活動を推進させることが重要である。短期大学創立 60 周年事業として平成 27（2015）年 7 月に総合体育館が竣工し、ライフデザインスタジオが設置されるなど良好な教育環境が整備されている。これら充実した施設をいかに活用し、危機意識を共有する中で新たな対策を検討する。

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻に関しては、我が国における今後の介護福祉士の重要性をアピールしていく。短期大学部全体での収支のバランスは確立されているが、今後は全学科・専攻の定員を満たした上で、教職協働の連携のもと魅力ある施策を打ち出し、より魅力のある短期大学部を目指す。

【行動計画の実施状況】

令和 2 (2020) 年度において短期大学部の入学定員充足率・収容定員充足率が 100% を下回っており、昨年度入学定員充足率の 103.3% より減少したため、学費等の収入は減少しているが、学生数に相応した予算編成及び管理を適正に行ったことにより、事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は過去 3 年間プラスで維持しているため、バランスは確立されている。

しかしながら、令和 3 (2021) 年度の入学定員充足率・収容定員充足率はさらに厳しい状況となるため、学生募集のために教職共同連携とともに、新たな方策を施行していかねばならない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学園全体において、入学定員を確保し、教育研究環境を十分に保持した上で、経費削減を進め、各学校で減価償却累計相当額を目標に特定資産の積立てを行う。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ① 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

理事長は、これまで学園においてその要職を務めるとともに、現在は本学の母体である宗教法人四天王寺の執事長に就いており、建学の精神である和の精神に象徴される「仏教精神」をはじめ、教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与している。毎年、発行されている冊子「四天王寺」の年始号（1・2月号）では、四天王寺執事長、学校法人理事長、社会福祉法人理事長としての

年頭の挨拶を公表し、建学の祖である聖徳太子の仏教精神について触れ、学園全体として進むべき方向性を示している。また、毎年開催される学園創立記念式典では、教職員に対して建学の精神・教育理念等について自らの言葉で伝えている。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、寄附行為第 11 条のとおり、学校法人を代表し、その業務を総理しており、寄付行為第 5 条 3 の規定により、学園内に各学校を担当する常務理事を置き、学校法人の日常業務を執行させている。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、寄付行為第 15 号第 4 項のとおり、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求めており、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。毎会計年度終了は 3 月 31 日であるため、5 月開催の理事会において日常業務を執行している常務理事が決算報告を行い、議決を得る。併せて事業の実績を評議員会で報告している。令和 2(2020)年 5 月 26 日に開催された理事会において、令和元年度決算報告・事業報告がなされ、同日に開催された評議員会に諮問がなされた後、再度理事会が開催され決議を得ている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長は、寄付行為第 16 条の規定に基づいて理事会を開催し、理事会は本法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、年間 11 回（8 月を除く毎月下旬）に開催し、寄付行為にある議決事項について決議し、理事の職務執行を監督している。令和 2 年度は、コロナ禍により年間 10 回の開催となった。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

寄付行為第 16 条 2 項に基づき、理事会は理事長が招集する。また、寄付行為第 16 条 7 項のとおり理事長が議長を務め、第 16 条 2 項に基づき、理事会は本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

寄附行為第 18 条（8）に基づき、理事会は、この法人の業務に関する重要事項を議決している。理事会は、認証評価を法人の業務に関する重要事項として理解しており、認証評価に対する役割を果たし、責任を負っている。認証評価の一端である自己点検・点検は、毎年、報告書を理事会で審議している。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、日常業務を執行している常務理事及び理事である学長を通じて、短期大学部の発展に必要な情報を共有し、各学校の運営の改善に努めている。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な学則及び規程を整備しており、制定・改廃など適宜行っている。コンプライアンスやアカウンタビリティ等の社会的責任やリスクへの対応にも配慮し、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。令和3（2021）年2月26日の理事会においては、学則の改正をはじめ、組織・分掌規程、学費規程、奨学金規程等の重要な規程の改正について審議した。その他にも学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程は適宜審議し、整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識および見識を有している。

理事は、寄附行為第5条及び第6条に定められた定数と資格において、8人以上12人以内が任じられる。令和2年度は11人の理事が選任されているが、いずれも本学の建学の精神を理解し、本法人の健全な経営について学識及び識見を有している者で構成されている。

② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。

理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき、「寄付行為」第6条で、本学の母体である宗教法人四天王寺代表役員のほか、宗教法人四天王寺責任役員のうちから宗教法人四天王寺総務会において選任された者2～3名、学長・校長から1～2名、評議員のうちから評議員会において1名、学識経験者のうちから理事会において3～5名選任すると規定しており、令和2（2020）年度は11人の理事が適切に選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

私立学校法第38条第8項に基づき、「寄附行為」第10条には役員解任について規定している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップの下で、健全な運営を行っている。私立学校法の改正で理事長以下理事の責務が明確となり監事機能も強化されたことに伴い、本法人も理事会の機能の充実に取り組んできた。その結果、理事会は学園の使命・目的の達成のために

意志決定のできる組織としてよく機能している。今後も、大学の現状を共有し多角的な意見を踏まえて迅速かつ的確な経営判断ができるよう、理事長のリーダーシップを発揮していく。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

新型コロナウイルス感染症に伴う学生への緊急支援対策を令和2（2020）年5月の評議員会並びに理事会で審議し、学費減免の実施や緊急奨学金の給付、遠隔授業に対応するためのPCタブレットの貸出し等の支援策を決定した。

その他に、令和4（2022）年には学園創立100周年の新たな節目を迎えるため、学園創立100周年を機に、中長期計画を策定し、財務の安定を図りながら建学の精神、教育目的等に沿った学園及び短期大学の運営を行っていく。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。

- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B - 1の現状>

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、「四天王寺大学短期大学部学則」及び「組織・分掌規程」の規定により、短期大学部における役割が明確に示され、校務をつかさどり、教職員を統督している。学長は、本学の教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」及び本学の運営に関して必要な企画および立案、学内の意見調整等を行う「大学運営会議」において議長となりリーダーシップを発揮し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を聴き、最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

学長は、「名誉学長および学長の任免並びに職務権限に関する規程」に則り選考され、「人格高潔で和宗四天王寺の得度式もしくは授戒灌頂会を受けた者の中から理事会がこれを任免する。(第3条)」と定められており、候補者となる段階で人格高潔ということが条件となっている。学識に優れ、大学運営に関し識見を有しており、教職員はもとより学生からもあつい信頼を集めている。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

建学の精神に基づき、教育研究を推進し、教育の質保証に向けて常に努力をしており、こころえ手帳やエピソード集(こころに、学びを。STORIES)を通じて周知を図っており、学長の強いリーダーシップの下で、短期大学の運営全般が進められている。

④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続は「四天王寺大学短期大学部学則」及び「厚生補導規則」と「学生の懲戒等に関する規程」により定めている。また、「教授会規程」において教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、「学生の厚生補導ならびに学生の賞罰に関する事項」を定めており、学長は教授会の意見を聴取したうえで決定している。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、教学運営の職務遂行を行っている。学長は、本学の教育研究に関する

重要事項を審議する「教育研究評議会」及び大学運営に関して必要な企画および立案、学内の意見調整等を行う「大学運営会議」を招集し議長を務めている。最終的に学長が意思決定をし、教学組織を統括しており、事務組織の長である事務局長と連携し所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、「名誉学長および学長の任免ならびに職務権限に関する規程」に則り、理事会から適切に任命されている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

平成 31 (2019) 年 4 月より学部を中心とした大学運営システムを構築させ、教授会は「四天王寺大学短期大学部学則」第 52 条の規定のもとに設置されており、審議機関として適切に運営されている。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

教授会における審議及び報告・依頼事項は、学長が議長となる大学運営会議にて議事整理され、教授会前に構成員への通達と資料配布を行っている。これにより学長は、短期大学部教授会規程第 3 条に基づき、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

学長は、短期大学部教授会規程第 3 条に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

学部教授会の開催については、「四天王寺大学短期大学部教授会規程」第 4 条の規定に基づき、学長の命を受け選出された短期大学部長が議長となり短期大学の教育活動について重要な事項を審議、議決している。開催は月 1 回を原則とし、必要に応じて適宜追加開催している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

教授会の議事録は、「四天王寺大学短期大学部教授会規程」第 5 条の規定に基づき、総務課が保管している。また、同規程第 5 条に基づき、議事録は、出席構成員の中から議事録作成者 1 名および署名人 1 を置き、短期大学部長が指名し

ている。議事録の内容は学内 HP で公開し、教職員に周知がなされている。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

教授会では、三つの方針に加え、「四天王寺大学短期大学部アセスメント・ポリシー」に沿って学生の学修成果を評価し、教育の質保証とさらなる改善に取り組んでいる。その結果は、最終的には和の精神の具現化につながると認識している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

教学に資することを目的に、「教育改革推進本部」をはじめ「教務委員会」「学生支援委員会」「入試・広報委員会」「キャリア委員会」等の各種委員会を設置している。各種委員会で審議された委員会で審議された結果を教授会で報告し、また、必要に応じて学部の意見を集約したものを委員会で報告・審議がなされており、規程に基づき適切に運営している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、保育科、生活ナビゲーション学科がそれぞれの教育目標に向かって確固たる教学運営体制を築いていくために短期大学部長・学科長・専攻長の補佐体制の強化に努め、更なるリーダーシップを発揮していく。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。

監事は、「寄附行為」第 15 条の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況に

ついて適宜監査を行っている。決算書類を閲覧し、経理責任者から説明を受けるとともに、常務理事、学長、事務局長等から学校法人の業務及び財産の状況について報告を受け、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査を行っている。

(2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

コロナ禍の中で、令和2(2020)年度に開催した理事会・評議員会(理事会10回、評議員会3回)に出席し、議案に関する理事の説明を聞いて法人の業務の執行状況について理解を深め、法人の業務及び財産状況について意見を述べている。

(3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

学校法人の業務又は財産の状況について、「寄附行為」第15条の規定に基づき、監査を年5回(学校法人全体)行っている。また、期中監査終了後には会計監事監査も行い、公認会計士とも意見交換し、両者の連携を深めている。令和元年度決算については、監事監査報告書を令和2(2020)年5月26日に理事会、評議員会に提出し報告を行った。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
評議員会は、「寄附行為」第22条第2項の規定で25名以上28名以内の評議員をもって組織するとしている。理事定数8名~12名に対して、現在の評議員数はその2倍を超える27名となっている。

(2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

私立学校法第42条の規定に従い、「寄附行為」第24条に予算及び事業計画をはじめとする諮問事項を定めており、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないと定めている。評議員会はその規定にしたがって理事会の諮問機関として適切に運営されている。

「寄附行為」第25条は、評議員会は法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることと定めており、その規定を踏まえた運営を適切に行っている。評議員会に欠席する者には、付議される事項について書面をもって

あらかじめ示し、議案ごとに賛否の意思表示を求めている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

学園が有する情報を積極的に公開し、学園の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として令和 2（2020）年 3 月に情報公開規程を制定した。

学校教育法施行規則第 172 条の第 2 項の規定に基づく教育情報は、本学ホームページ「情報公開」の「教育研究情報」で以下のとおり区分し公表している。

- 1) 大学の教育研究上の目的に関すること。
- 2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- 3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- 4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- 7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- 8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- 9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

(2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

私立学校法第 47 条第 2 項の規定に基づく財務情報は、本学 HP「情報公開」の「財務状況」で以下のとおり区分し公表している。

- 1) 学校法人会計について
- 2) 各主要科目の説明
- 3) 平成 30（2018）年度決算（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書貸借対照表、財産目録、事業報告書、監事監査報告書）
- 4) 財務状況の 5 ヶ年推移
- 5) 財務比率の 5 ヶ年推移

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

なし

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

令和2(2020)年5月に監事監査規程及び内部監査規程、内部監査実施細則を制定するとともに理事長直下の内部監査室を設置し、内部統制にかかる組織体制を明確に定め整備した。内部監査室は理事長より命を受けた室長及び室員が監事との連携により短期大学の業務監査及び会計監査を実施し、その結果を監事会で報告しており、今後も法人全体のガバナンスの強化を図っていく。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の記述内容：行動計画】

令和4(2022)年に学園創立100周年を迎えるにあたり、将来的構想を策定し具体的な立案を進めていく。そのためにも、理事長はこれまでの学園の歩みを振り返りつつ、新たな展望を切り開いていくとともに、建学の精神に基づく学園づくりを推進させる。また、短期大学部が直面する課題を把握し、中・長期計画に基づく事業と予算の執行を適切に行い、監事、評議員との意見交換や話し合いの場を積極的に設け、学長のリーダーシップのもと、全学的な教育改革を推進させる。

【行動計画の実施状況】

令和4(2022)年に学園創立100周年を控え、理事長の強いリーダーシップのもとで、建学の精神である「和の精神」に基づく三つの方針を策定した。また、新たな中長期計画を策定し、将来ビジョンを計画にした大学運営を行っている。学長は、本学教育のさらなる向上を・充実に向けて、大学運営システムを構築し、短期大学部長、学科長を中心とした教育改革を推進しており、全教職員に向けて強いメッセージを発信している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長、学長によるリーダーシップが行われ、監事、理事会、評議員会によるガバナンスも機能しており、今後も引き続き短期大学の評価基準に適した質保証体制を維持できるよう、日々の自己点検・評価活動を継続していく。